

重要文化的景観
「近江八幡の水郷」保存活用計画書

令和3年1月
近江八幡市

重要文化的景観「近江八幡の水郷」
保存活用計画書

重要文化的景観「近江八幡の水郷」保存活用計画書

目 次

第1章 計画策定の経緯と目的	1
1－1 計画策定の経緯	
1－2 計画の目的	
1－3 計画の位置付け	
1－4 検討体制	
第2章 文化的景観の概要	7
2－1 位置及び範囲	
2－2 文化的景観の特性	
2－3 文化的景観の本質的な価値	
第3章 現状と課題	13
3－1 保存管理	
3－2 活用	
3－3 整備	
3－4 体制	
第4章 保存及び活用に関する基本方針	17
4－1 保存に関する基本方針	
4－2 活用に関する基本方針	
第5章 保存に配慮した土地利用に関する基本方針	20
5－1 土地利用方針	
5－2 地域としての土地利用の考え方	
5－3 行為規制の方針	
第6章 活用に関する方針	26
6－1 活用の考え方	
6－2 ヨシ産業の継続とヨシ地の維持管理	
6－3 西の湖の利用	
6－4 権座の利用	
6－5 その他の利用方針	
6－6 修理等の方針	
第7章 重要な構成要素	28
7－1 重要な構成要素	
7－2 重要な構成要素の保護の方針	
第8章 重要な景観構成要素と現状変更	44

8－1 整備の考え方	
8－2 具体的な整備活用の考え方	
第9章 運営体制	50
9－1 運営体制の考え方	
9－2 関連組織とその役割	

図版・表 目次

図 1 広域図	巻	図 20 セミナリヨ公園前水域
図 2 市域図	巻	図 21 下豊浦祭礼用ヨシ刈り取り場
図 3 近江八幡市を構成する風景ゾーン	巻	図 22 円山神社
図 4 重要文化的景観「近江八幡の水郷」	巻	図 23 西村邸
第4次申出範囲図		
図 5 土砂災害及び土砂災害特別区域（急傾斜の崩壊）近江八幡 白王地区		図 24 カワ（ト）
図 6 土砂災害及び土砂災害特別区域（急傾斜の崩壊）近江八幡 円山地区		図 25 石垣護岸
図 7 円山神社本殿		図 26 湿地にあるカワヤナギ
図 8 円山神社拝殿		図 27 湿地にあるヨシとガマ
図 9 寶珠寺本堂		図 28 小屋場川にかかる橋
図 10 清見寺本堂		図 29 西の湖に係る橋
図 11 西願寺本堂		図 30 八幡堀の護岸
図 12 西村邸		図 31 北ノ庄沢の護岸
図 13 近江八幡ユース・ホステル		図 32 八幡堀の旧船溜
図 14 若宮神社本殿		図 33 八幡堀の護岸
図 15 若宮神社拝殿		図 34 水田の護岸
図 16 波口神社		図 35 湖中の水田の護岸
図 17 船大工小屋		図 36 現状の護岸 1
図 18 常の浜（常楽寺港跡）		図 37 現状の護岸 2
図 19 常楽寺祭礼用ヨシ刈り取り場		

表 1 A地区内の景観構成要素に対する保護指針	表 3 届け出が必要な行為
表 2 土地利用規制等	表 4 届け出を必要としない行為
	表 5 文化財保護法による税の減免 対象家屋

第1章 計画策定の経緯と目的

1－1 計画策定の経緯

琵琶湖の東岸のほぼ中央に位置する近江八幡市（図1）は、豊臣秀次が居城八幡山城を築城した際に、外堀として開削した八幡堀（図2）を琵琶湖とつながる航路とし、防御的な堀から交易的な航路として利用したことによって、八幡商人と言われる大商人を輩出することになった。また、現在の西の湖の一番奥にある常楽寺でも、中世莊園の積み荷湊から発展した常楽寺湊があり、内湖を利用した舟運は地域の経済を発展させるインフラとして利用されていた。常楽寺湊や八幡堀が、舟運の中心として利用されたのは、昭和30年代後半位までで、モータリゼーションが発達し、運送の中心が自動車に代わると、人々は八幡堀や内湖を見向きもしなくなり、忘れられた存在となってしまった。その結果、八幡堀にはヘドロが溜り、公害の源となってしまったのである。

八幡堀はその後周辺住民からの陳情もあり、埋め立てて駐車場として利用する予定であったが、近江八幡青年会議所の八幡掘り再生運動（昭和44年開始）により、埋め立てを中止し、再生するところになった。近江八幡市は、初めて景観という意識の中で、公共事業を計画することになった。また、同時に八幡堀の再生は、八幡堀を利用していた八幡商人の町並み保存にも影響を与えた、平成3年には八幡商人の町なみが重要伝統的建造物群保存地区として選定された。

もともと琵琶湖で一番大きい内湖であった大中の湖は、戦後の食糧増産政策の下、干拓されることになり、昭和30年代より干拓工事が進んでいた。この工事の中で、大中の湖の東側の部分が残されることになった。これが西の湖である。この結果、常楽寺湊も残り、近江八幡市白王町と安土町大中の間に位置していた通称「佐々木ヨシ」も残ることになった。また、西の湖内の島やヨシ地も多くの部分が残ることになり、規模こそ小さくなつたが、近江八幡と安土町の間にある水郷景観が残った。滋賀県では江戸時代に由来をもつ琵琶湖八景を南部に偏りすぎとして、琵琶湖国定公園に指定されたことを契機に、昭和25年に琵琶湖八景をさだめ、その中に「春色安土・八幡の水郷」として近江八幡市と安土町の間にある水郷景観が選定されることになった。その後、西の湖は長命寺川の渡会水門で水位調整ができるようになり、周辺地域の調整池的な利用がなされてきた。しかし、水害からの備えを考えたとき、蛇砂川からの流入水を、そのまま琵琶湖へ流すために、湖中堤を作つて長命寺川に繋げるという構想が持ち上がつた。この計画も、湖中堤による西の湖の閉鎖という問題から、住民運動により中止となつた。

干拓事業によって、大中の湖という大きな内湖は干拓されたが、残つた内湖では、ヨシ地や水田地もあり、ヨシ地や水田を巡る手漕ぎの船もあり、現在では安土・近江八幡市民の憩いの場所となっている。ヨシ地は映画のロケにも多用されており、冬には渡り鳥も多く、平成20年にはラムサール湿地条約に追加登録された。平成21年には、朝日新聞社と森林文化協会による「にほんの里100選」に白王・円山町が選定され、白王町集落営農組

合が、「農と環境のむらづくり」として農林水産大臣賞を授賞、平成 26 年には「ふるさと文化財の森」に西の湖近江八幡葭生産組合と佐々木土地のヨシ地を設定した。しかし、こうした授賞や文化的なヨシ地の設定にもかかわらず、ヨシ生産や内湖における漁業は、生活様式の変化や、内湖で獲れる魚の減少により、徐々に衰退しているのが現状である。

旧近江八幡市はこの水郷景観を残すために、平成 17 年に「近江八幡の水郷」として旧安土町と合同の委員会を設置し、自然・集落・景観認知・景観分析の立場から専門的な調査を行い、その成果を「安土・八幡の文化的景観保存活用事業報告書」(平成 18 年)としてまとめた。この報告書には、専門的な立場からの調査報告の他に、第 2 部として当該地区的保存活用を進めるべく、保存管理・整備活用・運営体制等について、委員会で検討した内容を文化的景観保存計画として記載した。この間、平成 17 年 8 月に景観法による景観計画として、水郷風景計画を施行、同年 9 月文部科学省へ第 1 次申し出を行った。そして平成 18 年 1 月に重要文化的景観「近江八幡の水郷」として選定されたのである。なお、この調査をきっかけとして、西の湖周辺で栽培された農作物を、「水郷野菜」として商標登録し、素晴らしい景観の中で育った素晴らしい野菜を売っていくという試みが行われている(平成 21 年)。その後、平成 18 年 1 月に第 2 次(集落)申し出を行い、平成 18 年に 7 月に第 2 次追加選定を受け、平成 19 年 2 月に第 3 次(農用地)の追加選定申し出を行い、平成 19 年 7 月に第 3 次追加選定がなされた。

この間、重要文化的景観地区制度は全国に広まり、現在 65 件(令和元年 10 月 16 日)が選定され、地域の文化的景観を保存すべく、いろいろな取り組みが行われている。近江八幡市では白王地区の住民活動が特に盛んであり、湖中に浮かぶ島「権座」での営農に関する取り組みやイベントは、全国的にも注目され、地域住民による他市町との交流も盛んになった。

重要文化的景観の選定時は、旧安土町と旧近江八幡市の合併以前であり、旧安土町は景観行政団体ではなかった。本来なら一体的に申し出を行うべき西の湖を、旧近江八幡市の市境で分けて申し出を行っていた。

旧安土町と旧近江八幡市は平成 22 年に合併し、新近江八幡市が誕生した。新近江八幡市では西の湖の文化的景観の追加選定も視野に入れた景観地区の設定を行い、平成 28 年 10 月に「近江八幡市風景づくり条例」及び「近江八幡市風景計画」を改正し、西の湖の旧安土町域側の水面及び長命寺川の河川域が「水郷風景計画」に追加された。

追加選定予定地域が水郷風景計画の範囲に入ったことにより、水郷景観を市民一人一人が誇りと愛着をもって次世代へ引き継ぐことができるよう第 4 次申し出(旧安土町側西の湖)を行こととし(図 4)、旧安土町側も範囲となることから「近江八幡の水郷」保存活用計画の見直しをすることとした。

参考資料

○ 経過記録

- S44/01:八幡堀修景保存運動開始（初めて「景観」の視点でのまちづくりが始まる）
- S49/10:「よみがえる八幡堀」冊子5,000部発行
- S50/12:「よみがえる近江八幡の会」設立総会
- S51/01:伝統的建造物群保存地区保存調査開始
- S51/05:「水郷整備計画（圃場整備）」変更を訴える西の湖湖上座談会開催（知事・県部長）
- S51/07:初の水郷問題協議会開催（よみがえる会・市行政・農家代表）
- S54/06:「第2回全国まちなみみせみ」開催
- S55/04:「滋賀環境会議」が県知事に県営圃場整備事業に対し異議申し立て→却下
- S58/03:水縁都市モデル地区整備事業（国土庁）開始（S58～S60）
- S58/12:郷土の自然や文化遺産の保全を目指す「ハートランド近江八幡資金会議」発足
- S59/07:ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例公布
- S61/04:市町村景観形成事業「手づくり郷土賞」受賞（八幡堀修景護岸整備事業）
- S62/04:「八幡堀しょうぶの会」発足、続いて翌年「八幡堀を守る会」発足
- S63/04:「八幡堀を守る会」が経済同友会の「美しい都市づくり大賞」を受賞
- S63/09:伝統的建造物群保存地区保存条例を制定
- H03/04:重要伝統的建造物群保存地区選定告示
- H08/03:ハートランド推進財団設立
- H11/11:市長が国に湖中堤（西の湖水郷地帯を新川が縱断する計画）の見直しを提案する
- H12/08:津田内湖を考える市民会議が設立される
- H13/03:第3次総合発展計画「湖風にゆきかう、なごみと活力ときめきのまち近江八幡」策定
「景観条例の制定と景観形成のためのガイドラインの策定」を位置付ける
- H13/07:蛇砂川改修促進協議会で湖中堤の代替案の検討を表明
- H14/10:西の湖治水対策の基本方針変更（湖周堤）
- H15/03:農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究の報告（文化庁記念物課）
- H15/11:風景条例策定ワーキング委員会設置（市民公募委員・市職員等）
- H15/12:景観条例策定懇話会設置（学識経験者等で構成）
- H16/05:名勝指定に係わる府内準備会議開催
- H16/06:景観法の公布（平成16年12月施行）
- H16/06:市議会において景観法に基づき、名勝指定・文化的景観の取り組みを進める市長答弁
- H16/09:第1回安土・八幡の文化的景観保存活用委員会開催
- H17/01:重要文化的景観「安土・八幡の水郷」選定に係る説明会実施（県庁）
- H17/03:第2回安土・八幡の文化的景観保存活用委員会開催　文化的景観の範囲討論
- H17/03:近江八幡市が景観行政団体となる

H17/03:近江八幡市風景づくり条例制定

H17/04:第1回水郷風景計画策定委員会の設置（予定地域の関係者市民で構成）

H17/05:水郷風景計画区域内の全て自治会において説明会・公聴会を開催

H17/06:第3回安土・八幡の文化的景観保存活用委員会 重要文化的景観の申出範囲の決定

H17/06:円山地区自治会役員会にて景観法に基づく水郷風景計画及び重要文化的景観の説明

H17/07:白王地区自治会役員会にて景観法に基づく水郷風景計画及び重要文化的景観の説明

H17/07:近江八幡市風景計画（水郷風景編）（案）のパブリックコメント

H17/07:近江八幡市都市計画審議会への意見聴取

H17/07:円山町自治会総会にて地元説明会を開催（区域内土地所有者へ出席を依頼）

H17/07:白王町自治会総会にて地元説明会を実施

H17/08:水郷風景計画の施行（計画決定後1ヶ月公告・縦覧して市民に対し周知を行う）

H17/09:文化庁へ重要文化的景観（第1次）の申出を行う

H17/12:第5回安土・八幡の文化的景観保存活用委員会 追加申出範囲を決定

H17/12:円山・白王地区自治会役員会において第2次追加申出について説明会を実施

H18/01:近江八幡の水郷が重要文化的景観として国の選定を受ける
文化庁に重要文化的景観（第2次）の申出を行う

H18/03:八幡堀再修景計画を策定

H18/07:円山・白王の集落が重要文化的景観の追加選定（第2次）を受ける

H18/12:円山・白王・北之庄を景観農業振興地域とした近江八幡市景観農業振興地域整備計画を策定

H18:重要な構成要素寶珠寺本堂の修理

H19/02:文化庁へ重要文化的景観（第3次）の申出を行う

H19/07:円山・白王山の里山とその周辺の水田が重要文化的景観の追加選定（第3次）を受ける

H19/10:近江八幡市風景づくり条例に基づき伝統的風景計画を策定した

H20:重要な構成要素西願寺本堂の修理

H20/10:西の湖と長命寺川がラムサール条約湿地に追加登録される

H21/01:朝日新聞社と（公財）森林文化協会による「にほんの里100選」にヨシを生かす水郷として白王・円山が選定される

H22/03:近江八幡市と安土町が合併し、新市として近江八幡市風景づくり条例が施行される

H22/10:白王町集落営農組合が「水郷地区の重要文化的景観第1号選定を契機とした集落営農組織による農と環境のむらづくり」として農林水産大臣賞を受賞する

H23～24:重要な構成要素清見寺本堂の修理

H26/03:西の湖近江八幡藪生産組合藪地と西の湖佐々木土地藪地の茅（ヨシ）がふるさと文化財の森に設定される

H28/10:近江八幡市風景づくり条例に基づき、歴史文化風景地域の基本計画である歴史文化風景計画と市内全域を対象とする全市計画を策定

H28/10:水郷風景計画の区域に安土町常楽寺、安土町下豊浦の西の湖周辺が拡大される

H28/10: 第1回近江八幡市重要文化的景観追加選定委員会開催
H29/03: 第2回近江八幡市重要文化的景観追加選定委員会開催
H29/12: 第3回近江八幡市重要文化的景観追加選定委員会開催
H30/03: 第4回近江八幡市重要文化的景観追加選定委員会開催
H30/12: 第5回近江八幡市重要文化的景観追加選定委員会開催
H31/02: 第6回近江八幡市重要文化的景観追加選定委員会開催
R2/07: 第1回近江八幡市重要文化的景観保存活用検討委員会開催
R2/10: 第2回近江八幡市重要文化的景観保存活用検討委員会開催

1－2 計画の目的

近江八幡市は、様々な時代に営まれた生活の名残や多様な生業が織りなす諸要素が緩やかに混じり合い、重層的で独特の景観地が生み出されてきた。先人から受け継がれ、歳月を経て築かれてきた本市の文化的景観は、市民の大切な共有財産であり、水郷景観を市民一人一人が誇りと愛着をもって次世代へ引き継ぐことができるようにしなければならない。

本市は、近江八幡市風景条例を通じて「水郷風景ゾーン」（図3）に対する適切な保護措置を図るとともに、「水郷風景ゾーン」の文化的景観としての価値を証明し、これを「近江八幡の水郷」と名付け、市民のみならず広く国民の文化向上に供することとした。

水郷風景ゾーンには、近江八幡市が誇る広大なヨシ地とヨシに係る生業またはヨシを利用した火祭り行事などの祭りが今でも残っている。また、水郷を利用した観光も盛んであり、日本一遅い乗り物として魯で田舟を漕ぎながらの水郷巡りなどが人気を得ている。こうした景観を、市民一人一人の参画と協働によって保護し育み、誇りと愛着をもって次の世代へ引き継いでいくことが本市の地域づくりの理念である。

「近江八幡の水郷」保存計画は、本市における文化的景観の保護と活用を目的として策定するものである。

1－3 計画の位置付け

近江八幡市では、政策・施策の指針となる近江八幡市第1次総合計画（2019・3）を定めており、目標3「豊かな自然、歴史、文化を守り・活かし、未来に引き継ぎます」の中で、施策3「魅力的な景観形成の推進」の取り組み方針として②「ゾーン特性に応じた計画的保全施策の推進」を挙げている。本計画は近江八幡市第1次総合計画との整合を図って策定するとともに関係部局とも連携を図り、またその運用を行うものである。また、文化的景観地区は景観法による景観計画地区となっており、「近江八幡市水郷風景計画」により文化的景観地区であることを位置付けている。今回申出する地区を含めて、建造物や構造物の規制はすべて「近江八幡市水郷風景計画」の規制によっている。なお、「近江八幡市水郷風景計画」の策定にあたっては、当該対象地区住民の意見をもとに策定した規制であり、文化財担当課も参加した。よって文化的景観地区となるべき姿を想定した規制であり、文

化的景観を維持するための規制ともなっている。

1－4 検討体制

範囲拡大に関する調査及び検討をするため、平成 28 年度に近江八幡市重要文化的景観追加選定委員会を設置し、その提言を得て平成 30 年度に調査報告をの保存計画を作成した。

令和 2 年度に近江八幡市重要文化的景観保存活用検討委員会を設置し、学識経験者や市民代表、関係部局などからいろいろな意見を得るとともに保存活用計画を検討し、作成した。なお、本委員会は保存活用計画のみならず、今後の開発行為や整備活用等についても検討を行う委員会として位置付けている。

委員会構成は以下のとおりである。

近江八幡市重要文化的景観追加選定委員会（平成 28 年度から平成 30 年度）

学識経験者 金田 章裕（京都府京都学歴彩館館長 京都大学名誉教授）

学識経験者 川崎 雅史（京都大学教授）

学識経験者 市川 秀之（滋賀県立大学教授）

学識経験者 野間 直彦（滋賀県立大学准教授）

学識経験者 深町 加津枝（京都大学准教授）

学識経験者 東 幸代（滋賀県立大学教授）

地元代表 中村 武司（常楽寺区長 平成 28 年度）

地元代表 一谷 醇（下豊浦区長 平成 28 年度）

地元代表 善住 元治（常楽寺区長 平成 29 年度）

地元代表 片岡 好夫（下豊浦区長 平成 29 年度）

地元代表 野田 禮喜（常楽寺区長 平成 30 年度）

地元代表 富田 建造（下豊浦区長 平成 30 年度）

近江八幡市文化的景観保存活用検討委員会（令和 2 年度から 任期 2 年）

学識経験者 金田 章裕（京都府京都学歴彩館館長 京都大学名誉教授）

学識経験者 濱崎 一志（元滋賀県立大学教授）

学識経験者 深町 加津枝（京都大学准教授）

学識経験者 山口 敬太（京都大学准教授）

地元代表 青山 孝（八幡学区連合自治会長）

地元代表 中田 全一（岡山学区連合自治会長）

地元代表 中野 宏司（島学区連合自治会長）

地元代表 木野 和也（常楽寺区長）

地元代表 鶴飼 文雄（下豊浦区長）

行政委員 西川 仁司（近江八幡市教育長）

行政委員 栄畑 隆夫（近江八幡市都市整備部長 令和 2 年 11 月～都市整備部理事）

第2章 文化的景観の概要

2-1 「近江八幡の水郷」の歴史的環境

内湖の形成

近江八幡市は琵琶湖の南東部に位置し、東近江圏域に属している。本市が位置する圏域下流部は湖東平野（三角州）が発展したものの、島状山地（円山・奥島山・八幡山・安土山）の周辺においては沖積が進まず、大中の湖をはじめとする内湖や低湿地が形成された。内湖の形成は「内湖からのメッセージ」（2005 pp1233～41）によると、大きな河川が上流より運んでくる土砂の堆積で洲や砂嘴により閉ざされた湿地が、もう一つの湖を形成するとされている。近江八幡市の東側には、鈴鹿山系をその源とする愛知川が流れしており、今でも大量の土砂を運んでいる。この土砂の堆積により、八幡山の東側にあった湿地が閉ざされ、大中の湖が誕生したと推定できる。また、八幡山や奥島山、安土山などの山塊が、琵琶湖に流れる伏流水を遮り、それぞれの山麓を湿地化し、これが内湖を大きくしてきた要因とも考えられる。さらに、形成された内湖が琵琶湖と河川に等により繋がっていることが内湖の定義となっているが、大中の湖や八幡山の東側に広がる西の湖も、溝や長命寺川で琵琶湖とつながっている。

歴史的環境

近江八幡市史や今回の調査によると、本市の歴史は古く、湖岸地帯には弥生時代の農耕集落「大中の湖南遺跡」（国史跡）など縄文・弥生・古墳時代の集落遺跡が広く分布していることが解っている。島には言い伝えとして「天智天皇が蒲生野へ薬狩りに来た時、津田の細江まで船できて（津田内湖のこと、現在の渡会橋付近まで船できたのではと推測できる）上陸し歩いていると、とても元気そうな老人に出会った。老人には多くの孫があり、子供たちは元気に遊んでいる。天智天皇はその元気そうな老人に声をかけ「なんでそんなに元気なのか」と尋ねられた、すると老人はこの実を食べていますと言って木の実（「郁子アケビに似た木の実）を差し出したところ、天智天皇は「むべなるかな」と答えたという。この逸話が残っていることから、延喜式にも大嶋神社・奥津嶋神社より毎年皇室へ「郁子」を献上しており、近年途絶えたが、平成10年から復活し、現在も行われている。大島神社・奥津嶋神社は式内社であり、島郷は古代より中央との関係を示す村としてあったことが解る。各時代の政権が本市域を拠点化する動きは、資源が豊富で交通の要衝であることにはかならない。古代から中世にかけて、朝妻から坂本・大津等を結ぶ琵琶湖の東西航路において、近江八幡市域はその中間に位置することから、船木・沖島・奥島の三か所に湖上閥が置かれていた。史料上、特に頻出するのは文安4年（1447）大火で焼失した南禅寺再興のための資材輸送関係である。翌5年近江守護代伊庭滿澄は、「湖上奥嶋閑所」にあて南禅寺仏殿材木輸送の通過を認める旨の書状を南禅寺に出している。

また、大島神社・奥津嶋神社文書（重文）には、奥島及び北津田の2カ村が大嶋・奥津嶋神社への供物となる魚を捕る鯢を設置した旨の記載が確認でき、鎌倉時代より水辺の営み

があったことが確認できる。

中世になると、大中の湖・小中の湖など、内湖によって陸地と水域が入り組んだ地形を利用し湊が成立し、いろいろな生業も発達し、荘園も成立した。安土地域一帯には、佐々木荘が成立し、この年貢米を搬出する湊が常楽寺湊であった。南北朝動乱期に、京極氏を圧倒した六角氏の拠点となった観音寺城跡（史跡）は、安土城跡（特別史跡）より先駆けて石垣を多用した城として特徴的である。織田信長は將軍足利義昭を報じて上洛する途中、六角氏の支城である箕作山城を攻め落とした。六角氏は戦うことなく観音寺城は落城した。その後信長は、下豊浦に安土城を築城し、安土城下町を建設した。安土城下町は、中世以来あった豊浦庄を再編整備した都市と考えられている。八幡山城下町も、旧の村を再偏して整備した都市であり、八幡山の山麓に居館を整備し、頂上に本丸を築城した。防御と舟運のために八幡堀を整備し、安土城下町から多くの商人を移住させ、「八幡山下町中継書」を定め、続いて城主となった京極高次も「京極高次定条々」において、八幡山城下町を樂市とすることを表明し、商業を発展させた。秀次亡き後、八幡山城は破却され、廢城となるが、八幡城下町は八幡商人の拠点となる町として発展した。八幡堀は、現在においても近江八幡市を特徴づける重要な景観要素となっている。

一方本市の北東部に位置する西の湖を中心とする水郷地帯は、中世の頃からヨシの取引を行ってきたと言われており、近世になり流通経済が進むと、円山・白王・常楽寺の主な産業となった。また、ヨシの取引を行うにあたり、舟運が中心となっていたことから、豊臣秀次の時代には八幡堀から円山を抜け、大中の湖を利用し、琵琶湖へ出ていく航路が確立された。八幡は湖東の中心的な港となつたが、常楽寺湊も丸子舟の所有が多く、舟運が盛んであったことが伺える。その後、八幡堀の周辺には、瓦の生産工場ができ、水郷地帯の水田の粘土を材料として買受、周辺地域へ八幡瓦として売買した。また、明治にはレンガ工場もでき、八幡堀から琵琶湖へ出ていく航路が大変重要であった。常楽寺湊は、湖上交通と陸上交通の結節点としての役割を担っており、在郷町的な町なみとなり発展した。

戦後舟運がトラックなどの自動車運送に代わり衰退し、また土地利用も食料増産政策により、大中の湖の干拓事業が行われ、これまでの景観が大きく変化した。また、生活様式も変化し、住宅事情も大きく変わったことから、ヨシそのものの需要が激減した。さらに大中の湖の干拓事業によりヨシ地も激減したが、円山・白王・下豊浦・常楽寺地域のヨシ地はかろうじて残っており、往時の水郷の風景が残っている。特に西の湖の北岸にあたる砂州状に延びたところには、広大なヨシ地が広がっており、このヨシ地を「佐々木ヨシ」と呼んでいる。この佐々木ヨシは常楽寺区の住民所有であるが、戦後会社化して法人が保有しており、現在も続いている。また、舟運を支えた八幡堀は、戦後荒廃したが、埋め立て計画を破棄し、修景事業が行われ、八幡堀と八幡商人の町並みは重要伝統的建造物群保存地区として選定され、かつての八幡商人の町なみが、文化財として保存・活用されている。また、本市の主な観光資源として現在に至っている。

こうした「近江八幡の水郷」地域の風景は、この地域にかかわっている人々の手によっ

て活用されてきた文化的景観である。西の湖を中心とした水郷風景は、滋賀県が新たに設定した琵琶湖八景に「春色安土・八幡の水郷風景」として選定されている。西の湖周辺の景観については、水郷風景ゾーンとして地元の風景を残そうという高い意識をもって景観計画が立案された地域である。水郷風景計画では白王・円山地域や下豊浦・常楽寺地区の西の湖の水域について、文化的景観として位置付けている。このことにより、先に景観計画が設定された白王や円山地区を中心とした旧近江八幡市側の水郷地域を、内湖と生活様式が密着した地域であることを調査によって証明し、重要文化的景観「近江八幡の水郷」として第1次選定申出を行った。そして、今回新たに水郷風景計画の地域として設定された下豊浦・常楽寺地区の水域もまた、生活と密接にかかわる内湖の利用ということを調査によって証明できたので、第4次選定としての予定地とした。

2－2 文化的景観の特性

これまでの調査から、5つの特徴ある景観上のまとまり（河川（湖面）・ヨシ地・農用地（水田）・集落・里山 以下5つの景観上のまとまりと記す）があることが解るので、以下個別に記述する。

河川（湖面） 一西の湖は、大中の湖の干拓事業によってできた内湖である。干拓事業以前は中の湖（ウミ）・安土湖（弁天内湖）・伊庭内湖の3つに分かれていた。近代以前の文書や資料では、この3つの内湖を琵琶湖として表記しており、個々の名称はなかったと思われる。これら3つの名称も、地元での呼称であり、また「うみ」と呼んでいることもあった。これは、琵琶湖の呼称と同じで、人々にとっては、大中の湖も琵琶湖の一部で同じものという感覚があったではと考えられる。中の湖は、北部の大中の湖と南部の小中之湖とに分かれており、「大中の湖の干拓事業」で北部の大中之湖が埋められ、南部の小中之湖の一部が残り西の湖となった。また、この時伊庭内湖も一部埋め立てられ、現在の形になった。干拓以前の内湖では、漁業が盛んであり、鯉・鮒・モロコをはじめカイヒキも行われ、ドブ貝やカラス貝などが獲れた。また、シジミも沢山獲れたという。琵琶湖で行われている漁法のほとんどが行われており、エリ（琵琶湖で行われている定置網の一種）も西の湖には設置されていた。しかし、干拓後の水質の悪化により、内水面漁業が衰退し、現在漁を行っているものはいない。

西の湖を含んだ景観地域内の河川はほぼ一級河川である。元々は、曲がりくねった細い水路や小河川が主流であり、その周辺に湿地帯が広がっていた。小河川や細い水路や小河川は、水田を廻り、岸辺にはヨシが生育し、川には藻が繁茂していた。この藻を利用して水田の肥料としていたので、川は常に管理が行き届いていた。また、円山町から北之庄沢に至るまでの間の水路は複雑な水路となっていた。なかには閘門を設けて舟の出入りができるようにしていたところや、他地域から八幡へのお嫁入りのために利用されて「嫁入り水路」と呼ばれる水路もあった。

八幡堀川は、豊臣秀次が八幡山に居城した際に城の外堀として掘削した。八幡山の東西に広がる湿地帯と繋がり、琵琶湖へ通じる航路となつたことから八幡堀は商業港として一

役を担うことになり、八幡商人繁栄の基礎となった。八幡堀の一部は重要伝統的建造物群保存地区となっているが、これまでいろいろな工事が行われており、護岸に統一性がない。また、運河であり、流れがなく水質が非常に悪くなってしまっており、市民団体による浄化作戦が行われている。

ヨシ地—ヨシは水辺に生育しているものを連想することが多いが、近江八幡のヨシは、「陸よし」と呼ばれるものである。勝手に生えてくる「水よし」とは違い、土地を管理する所有者がいる。この所有者がヨシ地及びヨシを管理している。ヨシ地の刈り取り権は、売買されることが多く、円山町のヨシ問屋が常楽寺のヨシ地を買っていることもある。しかし、これはヨシ地を売買するのではなく、ヨシの刈り取り権を売買しているのである。また刈り取りの契約期間が5年とか10年とか長いので、その間は刈り取り権を買った者がヨシ地を管理することになっている。

3月から4月にかけて行われる各郷（町内）にある神社の祭礼は、松明祭りである。それぞれの神社や町内ごとに松明を作り、神社に奉納する。この松明にたくさんのヨシが必要となる。それぞれ町内毎に松明に使うヨシを刈るための場所が決まっていたが、現在では決まっていないところも多くある。安土町下豊浦では、安土川の河川敷で新宮神社の横にあるヨシ地が、祭礼用のヨシ地となっている。ここは、旧安土村・旧東村・旧上村のヨシ刈り場であるが、現在では旧安土村と旧東村のみが利用している。安土町常楽寺は、山本川の河口部に祭礼専用のヨシ地を持っており、毎年祭りの関係者により管理されている。また、南津田町でも祭礼用のヨシ刈り場があり、「ワカシユウヨシ」と呼ばれている。

ヨシの刈り取りは、春芽が吹き、夏に大きく伸び、1月に刈り取り、2月からヨシ地の火入れを行い、春にまた芽が吹く、というサイクルである。ヨシの刈り取りには、「狩り子」（かりこ）と呼ばれる方々が、ヨシ問屋から土地を借り受けてヨシを刈っている。この刈ったヨシを加工して、ヨシ問屋へ売り、金銭を得るという形である。ヨシ問屋自体は、ヨシの刈り取りはせずに、製品となったヨシを集めて販売、または原材料として売っているのである。ヨシ地ではヨシ以外に、火入れの時にでたヨシ灰等も売れる。

ヨシ地はヨシを刈り取ることによって、再びヨシが生育していく。しかし、残念ながら放棄されて手入れができていないヨシ地もある。ところが放棄されたヨシ地には希少種の植物が生育しているところがあり、ヨシ刈りに十分な注意が必要となっている。

ヨシ刈については、刈子さんが不足し、十分な刈り取りができないところが多くあり、現在、市民団体がボランティアとして刈り取りを行っているところもある。こうした市民の協力がないとヨシ地の維持が難しくなってきていている。

農用地（水田）—千拓や干陸化事業が行われる前の農用地は、水路に囲まれた、田舟の行きかう水田であった。しかし、大雨による洪水や台風の時期は水面が上がり、稲が水に浸かってしまうことが度々あった。水につかるとワタカという魚が稲の芽を食べてしまい、稲が育たなくなり、コメの収穫量が減少するという心配があるので、農家は必然的に質素儉約の生活を強いられた。一方そのような土地であっても、農地への執着が強く、少しで

も農地を増やそうとした。例えば「権左」という島状の水田では、農民一人が一生の間に一反の農地を、埋め立てて増やすことを目標としていた。干拓事業や干陸化事業による耕地整備事業は地域の農民にとって大変重要な事業であり、整備後の広大で整然とした農地は、まさに当地区的文化的景観として捉えることができる。

重要文化的景観一次選定後から白王地区では、営農組合が活発に動き、「景観農業振興地域整備計画」を策定し、自ら営農改革を行っている。主な取組として放棄田を出さず、水稻にかわり黒豆などに移行する。また積極的な販売や「権左」による知名度アップを行つており、営農だけでなく地域づくりとしていろいろな事業に取り組んでいる。

下豊浦の西の湖の中にある農用地も、現在は自然農法による水稻耕作を行つており、ヨシ地の中の水田として地域の文化的景観として捉えることができる。

集落—集落については、円山・白王ともに共通した特徴を持っている。両集落ともに里山の麓に展開する集落で、ともに湖面に面していることから、発展が規制され、山の等高線に沿った形で発展していった。ゆえに、主屋を山の麓近くにおき、そこから湖面に向かつて細長く地割りをし、この中に農作業小屋や土蔵を設けて、主屋の向きが地割りの横方向にとることによって庭を確保したからである。かつては地割りの前に湖面があったことより、家ごとに湖面へ桟橋を延ばして田舟を係留できるようにしていた。また、白王・円山・南津田などの内湖に面していた集落では、水路や内湖に下りられるように階段等の施設が作られ、野菜洗いや米を研ぐなどしていた。さらに、舟をここに着けて、日常の荷揚げ・下ろし場としても利用している。南津田では「カワ」などと呼称している。湖西地方ではこうした施設を「カバタ」(舟は着けない)と呼んでおり、琵琶湖周辺の集落で、水路などに面したところではよく見かける施設である。地域によって名称がいろいろあり、利用形態も地域によって変わる。干拓工事前の白王地区の写真では、各家の前に船着き場としての桟橋があり、中には舟小屋風の廻いがあるところもあった。この桟橋や、石積みによる階段で湖水面まで下りて、洗い場として利用していた。このなごりの施設として、干拓後の承水溝に階段がつき、水面へと下りられるように工夫されたところもある。

円山集落では、かつての湖岸に護岸用の石積みが残っている。自然石を利用した簡単なものが多いが、中には切り石による石積みも見られる。さらにかつてのヨシ問屋の所には、自ら引いた荷下ろし場がまるで小さな港のようになっている。また、土手でつくった船溜まりの施設のようなものもあり、施設に関する詳細な調査が必要である。

里山—円山及び白王山は、ともに地域の薪炭林として利用され、山腹には寺や神社が存在する。これらの寺社は、ヨシ地の利益により維持されてきた経緯があり、地域の文化的景観として重要である。白王山には、波口神社という名称の神社があり、名称通りに内湖から白王地区に舟で入るときの入り口にあたる。入り口は、特に波が強く当たり舟が多く沈んだと言われている。また、里山からの内湖までの平坦な土地が少なく、白王では「ナカサイミチ」と呼ばれる、災害時用の横への連絡通路も山麓にあったと言われている。大雨や台風時は神社地が避難場所となっている。現在は、一時荒廃した里山を、再度利用する

ように整備事業が自治会や営農組合を中心に行われている。特に竹林は伐採後竹チップや竹炭としての利用が行われている。

※里山・・・本報告では、集落などに近い山で、主に薪炭林として利用されてきた山を里山と呼ぶ。

2－3 文化的景観の本質的な価値

西の湖を中心とした「近江八幡の水郷」では、早い時期からヨシ地の手入れをしてそれを刈り取り、ヨシを利用した商売をしていた。ヨシ地の周囲にある水路や小河川を利用して琵琶湖畔各地へ船で輸送し、その小河川・水路の藻は水田の肥料として使われている。水田もまた、稲作地のみならず、八幡堀を利用して瓦産業の原材料（粘土）供給地となっていた。要するに、西の湖と八幡堀は有機的な繋がりから、一つのまとまった文化的景観としてとらえることができ、歴史的にも重層した景観としてみることができる地域である。生業としても、ヨシ地と、中核となるヨシ問屋があり、ヨシのある地域の伝統的生活と生業を語る景観が今もよく残っている。これはわが国とっても重要な景観であり、一言で表現すれば、「水と緑豊かな自然を利用し、人々の営みによりつくられた特色ある景観であり、我が国の典型的な生活と生業を示す文化的景観である」となる。

第3章 現状と課題

3－1 保存管理

重要文化的景観「近江八幡の水郷」は、平成18年に第1次申出（H19）を行い、その後第2次申出（H20）、第3次申出（H21）を行い現在に至っている。第1次申出の段階では、西の湖の東側にあたる旧安土町に景観計画ができていないかったこともあり、西の湖全体の申請ができなかった。また、第1次申出時の課題として、八幡堀と内湖及びヨシ地の広がりから八幡山の南側から西側に広がる船木町及び南津田町の集落としての選定が残っており、早期の追加選定が待たれる。なお、西の湖全体に水郷風景計画が設定された（H28）ことにより、西の湖の旧安土町域である東側を、申出することになった。

これまでの調査をもとに、5つの特徴ある景観上のまとまりについて、個別に記述する。

河川（湖面）一北之庄沢と円山町の間を流れる黒橋川には、一部土手の所があり、船外機を付けた船の波により侵食される懸念がある。櫓や竹の人力による舟の場合は、波も穏やかで土手への影響は少ないといわれているが、詳細な調査と侵食の程度を知るための調査が必要である。また、河川周囲にある法定外公共物としてのヨシ地の保全も、景観上必要である。また、西の湖に流入する河川からもたらせる土砂も多く、滋賀県はこれまでにも浚渫工事を行っている。また、水質も公害が指摘されていた頃（S60年ごろ）から比較すると、改善されているが、季節的な濁りが起きたり、夏場には水草が繁茂したりしている。特に外来種である水草も見られ、これらを除去することが課題である。また、表層ごみの除去も問題となっている。

西の湖における外来魚の取り締まりは近年進んでおり、ここ数年減少したと言われている「モロコ」が多くなってきていている。蛇砂川河口や長命寺川などで獲れるようになってきている。湖岸や河口部等での清掃作業も毎年行っていることから、魚の住処が増えつつあるのかもしれない。今後は魚の取れ高や釣り客などにも注視して情報を集めたい。

ヨシ地一平成18年当時に調査したヨシの刈り取り面積と、今回（平成28年）調査したヨシの刈り取り面積を比較すると、約10haの面積が刈り取られていない結果がでている。この主な要因は、ヨシの需要の減少と刈子（かりこ）と呼ばれる方の減少である。ヨシの需要の減少は、ヨシ屋根が瓦屋根に変化したことによるものである。刈子の方々の減少は、後継者不足が挙げられる。刈子は主に周辺の農家の方々が、農閑期にあたる1月から2月にかけてヨシの刈り取りの契約をヨシ問屋と結んでヨシを刈り取り、刈ったヨシをそれぞれ持ち帰り、各家でヨシの皮を剥き、ヨシヅなどの加工品としてヨシ問屋に収めて収入を得るという形であった。ヨシの需要の減少とともに、農家の働き手が減少したことが刈子を減少させた。このままでは、刈子がいなくなりヨシ刈りができない状況となる可能性が高いので、市民団体によるヨシ刈を本格化させる等の事業が必要である。また、教育的にはヨシ地を知らない子供たちが多く、ふるさと教育の徹底を図る必要がある。

生物多様性の面からヨシ地を考えると貴重なヨシ地には大変多くの生物が生息していることが、調査の中でも指摘されている。このことから安易な埋め立てや小規模な開発でも、大きな損失に繋がることがあるので、十分な注意が必要である。

農用地(水田)—「近江八幡市水郷地区(円山・白王・北之庄)景観農業振興地域整備計画書」を平成18年2月に策定し、農用地等の保全に関する事項等について定めている。農業として、放棄田がないように、また休耕地もなるべく出ないように工夫して農業を行っている。また、農地は水郷風景計画のC基準を適用している。しかし、県道26号線沿いの農地では、重要文化的景観地区外であるが、沿道での開発がここ数年かなり目立っている。重要文化的景観地区に隣接する地区の開発は、重要文化的景観地区にも影響する可能性があるので、イベントなどを通じた「近江八幡の水郷」に関する普及啓発事業を活発に行う必要がある。また、まとまりのある農地は文化的景観上必要な要素であるから保全の対象とする。

集落—景観計画や重要文化的景観地区選定以後で、集落内の新築や増改築については水郷風景計画の基準内で建造されている。集落内にある旧の護岸である石垣や石積みは、台風等により一部崩れているところもあったが、復旧した。ただし、土手状の護岸もあり詳細調査が必要である。

里山—白王町・円山町の里山の一部は、近江八幡市の土砂災害区域及び土砂災害特別区域(急傾斜の崩壊)になっており、崩壊を止めるための工事が順次行われている。また、地域住民により、里山の竹の伐採等が行われ、里山としての景観保全の取り組みがおこなわれている。

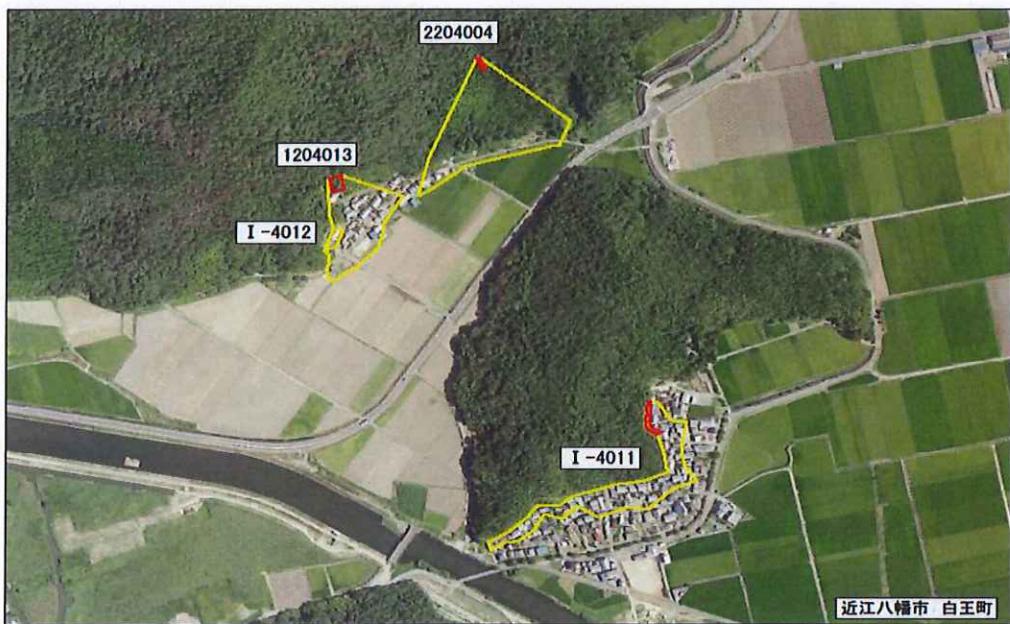


図5 土砂災害区域及び土砂災害特別警戒区域(急傾斜の崩壊)近江八幡 白王地区

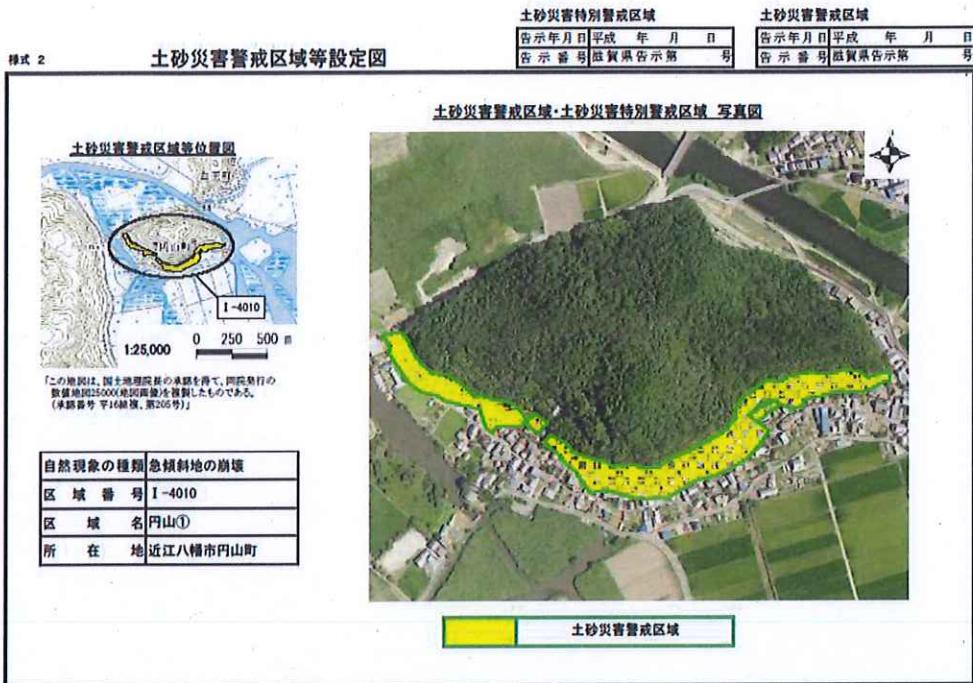


図6 土砂災害区域及び土砂災害特別警戒区域(急傾斜の崩壊)近江八幡 円山地区
3-2活用

第1次選定以来、当該地域が周知されるようになり、西の湖をめぐる和船観光も賑わい、一時は10万に越す観光客があった。その後、観光客は下火となつたが、現在でも観光和船業者が5社（下豊浦の観光和船も含む（ボランティアによる））あり、多くの観光客が利用している。また、ヨシの利用を、松明祭りと絡めて発信することや、大学生とのコラボレーションで西の湖利用に関する提案を行う等の団体もある。重要文化的景観地区を巡る活用は、いろいろな手法により試してきたところである。駅から西の湖までの距離が歩いていくには遠く、現在は自動車の駐車場が無いこともあり、サイクリングで巡る方も多くいる。景観を活用するためには、その景観に負荷をかけないことであるので、環境負荷の少ないサイクリングで訪れる方々を啓発等によって、今後も増やす方針でいる。教育においては、市で行われているふるさと教育に十分な材料を提供し、地域の人々がボランティアとして子供たちに話をし、近江八幡の景観と環境について深く考えてもらえるようにしたいと考えている。既存の団体や連携し協力してくれる地域住民のみならず近江八幡市内のすべての住民が子供たちに、西の湖周辺の水郷景観のすばらしさを伝えることができるよう啓蒙・周知活動に力を入れ、水郷景観を市民一人一人が誇りと愛着をもって次世代へ引き継ぐことができるような施策を展開していく方針である。

3－3 整備

整備に関しては、一級河川や里山の急傾斜に関する工事が多く、滋賀県と近江八幡市との協議により景観に配慮した工事が行われている。例えば、平成29年から円山地区の里山で、急傾斜地の崩壊を止めるための工事が行われたが、近江八幡市と滋賀県の間で協議を行い、景観に配慮した工事とした。このように、整備に関しては、一級河川や里山の急傾斜に関する工事が多く、滋賀県と近江八幡市との協議により景観に配慮した工事が今後とも行われるように、県と協議をしていく。

なお、整備に関しては近江八幡市重要文化的景観保存活用検討委員会において整備基本計画をこの後策定する予定であり、地域内の整備については改めて詳細な調査を行った後に、委員会等で検討しながら、方針や具体的な内容について示していく方針である。

3－4 普及・啓発

文化的景観を保存し、活用していくには、正確な情報や的確な知識、そして地域住民を核とした保存団体等が必要である。団体については、ヨシ刈を行う団体や河川清掃を行う団体等が既存の保存団体としてあり、現在活動中である。市としてこれらの組織を積極的に支援していくことは勿論であるが、組織化し団体の組織員を増やしていくことが必要と考えている。特にヨシ刈を行う団体は、組織化することによって有効に刈り取りが行えるようになる。また、学校等の教育機関と連携し、ふるさと教育の中で活用し、今後近江八幡の景観と環境を守っていける人材を育てる方針である。

第4章 保存及び活用に関する基本方針

4-1 保存に関する基本方針

1) 住民や事業者等と行政の連携による水郷景観の維持

水郷景観を保存すべく、住民や事業者等と行政が連携してより良い景観として育てるよう取り組む。

2) まとまりのある土地利用の継続

5つの特徴ある景観上のまとまり（河川（湖面）・ヨシ地・農用地（水田）・集落・里山）について、個別に記述する。

河川（湖面） 一級河川等の保全については滋賀県と協議を行いながら、近江八幡市重要文化的景観保存活用検討委員会に意見を求めて進めていく。その他の小河川については、生物多様性の面などを考慮にいれて保存していく。

ヨシ地 ヨシを植生サイクルにあわせて、なるべく刈り取りを行うようとする。このため土地所者と情報交換を密にする。ヨシ地の近隣での開発にあっては、ヨシ地への地下水供給の状況や生物多様性の面から十分な調査が必要で、安易な開発は行わないように指導する。

農用地（水田） 農用地のまとまりについて保全していく。埋め立てや沿道開発などによる自然体系への負荷が大きいものと考える場合には、近江八幡市重要文化的景観保存活用検討委員会へ報告し、検討協議しながら場合寄っては委員会から指導を行う。

集落 個別の家屋に関する規制は景観計画の基準に従う。それ以外の集落内の石垣や等の構造物については、今後行う整備計画の中に盛り込む。

里山 里山の景観として、木竹の伐採を進めながらリサイクルを行っていくなどを提案し、景観の維持に努めていく。なお、公共事業にあっては滋賀県と十分な協議を行いながら、近江八幡市重要文化的景観保存活用検討委員会委員からの助言を得て進めていく。

3) 生業の変遷や集落の歴史を伝える構成要素の保全

ヨシ産業が盛んだったころの面影を残す民家やヨシ作業小屋、これにゆかりのある神社や寺、かつての港の跡や祭りに使用する専用のヨシ地、ヨシ屋根を利用している家屋などを重要な構成要素として保存・活用する。

4-2 活用に関する基本方針

重要文化的景観「近江八幡の水郷」の活用は、環境負荷の少ない活用が基本的に求められる。例えば重要文化的景観地区内に大規模な駐車場やガイダンス施設は必要ない。それより、たとえ小規模であってもこれまで利用されていた古民家の再活用や景観地区に隣接した駐車場などは活用していく方針である。また、ヨシの利用に関しては生業としてのヨシ産業が衰退していく中で、あらたな製品開発や商品広告に関しては積極的に取り組んでいく。

1) ヨシ産業の継続とヨシ地の維持管理

かつてヨシ地は日本のどこにでもあった景観であるが、急激に減少し、今では維持管理されているヨシ地は西の湖周辺のヨシ地のみとなってしまっている。この貴重なヨシ地を、ヨシ産業とともに残すべく支援していく。

2) ヨシ地や水郷を利用した観光及び生業活性化等に関する事業

西の湖や長命寺川などの一級河川及びヨシ地は、河川法や滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例によってほとんど改変することはできない。これらの区域は、今まで嘗まってきたワイスユース（ヨシ刈りや観光和船等）を継承するだけでなく、新たなヨシ帯管理のシステムを構築するとともに、維持管理の対象となるヨシ地の回復を目指し、様々な取り組みを進める必要がある。また、近年「癒し」が注目される中、水郷の景観に「癒し」を求めて来館される観光客も増加している。この癒しは単に心を癒すだけでなく、心身と共に癒すことができるのではと考えており、水郷風景がもつ癒し景観の新たな使い方として注目している。

3) 周辺文化との融合

北之庄町地区には、登録文化財の建築が多くある。これらの登録文化財を活かすために、北之庄町の登録文化財群と重要文化的景観の水郷風景が融合する事業が必要と考えられ、所有者や地元自治会などと協創で、新たな景観保全事業を展開する。

第5章 保存に配慮した土地利用に関する基本方針

5－1 土地利用方針

古来より我が国においては、ヨシを建築素材として様々に利用してきたが、近江八幡では豊富にあるヨシを商売として利用し、早くから琵琶湖の北部地方と材木との取引に利用してきた。この取引により、ヨシ問屋が発達した。ヨシはこの他にも地域住民の祭りの材料にもなり、地域の人々には欠かせない物となった。こうした経緯の中、重要文化的景観「近江八幡の水郷」にとって欠かせない景観を 5 つの景観上のまとまり毎に分けて分析し、保存に配慮した土地利用に関する基本方針を示す。

なお、これらの 5 つの景観上のまとまりの中に、水系ネットワークや生物多様性に関する保護の観点は共通している。水系ネットワークとは、表層水や地下水によって生物が守られていることを示しており、例えば近隣で開発工事が行われ地下水が断たれるなどした場合に、ヨシ等の植物や生物に多大な影響を与え、死滅してしまう場合もある。こうした開発は避けなければならない。また、生物多様性という面では、単なる埋め立てでも、その土地にある様々な生物の生態系が崩れ、外来種が多くなってしまったりする場合や、近江八幡の水郷にある稀少な植物が失われてしまう場合などがあげられる。こうした開発も避けなければならない、近江八幡市重要文化的景観保存活用検討委員会と綿密な協議を行い対処する。

河川（湖面） —近江八幡の水郷地帯にある河川は小さなものも含めて 1 級河川であり、維持管理は滋賀県が行うことになっている。近江八幡市は景観行政団体であるのでこれらの改修事業等を行う場合は近江八幡市との協議が必要になる。この場合、河川改修にあたっては文化的景観地区であることを理解して、改修事業等を行うこととする。また、大規模な改修が行われる場合は近江八幡市重要文化的景観保存活用検討委員会で協議を行い、文化的景観を考慮に入れた改修とする。

- ・ 石垣のあるところでは、極力復元して利用する
- ・ 橋脚は河川の両側のみとし、橋そのもののデザインも環境と調和するようにする（長命寺川を除く）
- ・ 護岸は景観復元を検討する

ヨシ地—ヨシ地は農用地でないことから、圃場整備事業の対象とならず、今でも昔のヨシ地の景観を今に伝えているところが多い。しかし、干陸化事業や圃場整備事業には協力されており、すでに消滅したヨシ地も少なくない。ヨシは生活様式の変化によりその需要が激減し、ヨシ問屋も現在主に行っているのは 3 軒しかない。この 3 軒だけでは広大なヨシ地を保全していくことは難しく、住民や協力団体等と連携する必要がある。ヨシ地の保全に関しては、滋賀県が条例により保護していることから基本的にヨシ地が減じることはないが、河川の周囲にあるヨシ地などは、条例に含まれないところもあり、重要な構成要素となっているところについては、所有者あるいは管理者に同意を得て、保存していく。

- ・ 地域住民や協力団体等との連携協力によりヨシ刈を行う
- ・ 周囲の環境保全と調和する

農用地（水田） 一農用地は、すでに干陸化事業や圃場整備事業が終了し、大規模で整然とした農地が広がっている。しかし、一部では後継者不足等から圃場の維持管理が難しくなってきた所もある。これを放っておくといずれは休耕田から放棄田へと変わり、水郷景観が荒れてきてしまう。このことを憂慮した白王地区では、「景観農業振興整備計画」を自ら策定し、これから地域農業を決めていくことにした。この計画では、なるべく放棄田は作らないこと、農地の農機具小屋などはなるべく集約して建てる等を盛り込んで策定した。そして集落営農を強化し、村全体で農地を守っていこうとしており、これが景観保全となっている。その他の地区では農地法による農用地の保全を行っている。また、西の湖内の農地、例えば下豊浦の西の湖の中にある水田などは、現在自然農法による作付けを行っており、景観上も保全されている。こうした特徴のある農用地であり、一定のまとまりのある景観単位となる農用地についてはなるべく保全していく。

- ・ 農地としての維持保全に努める
- ・ 農機具小屋などは景観に配慮した施設とする
- ・ 遊休農地や耕作放棄地を出さないよう工夫する

集落 一円山・白王地区ともに水郷風景計画地区内で、家屋の改修・新築等は景観計画に沿って行う。また、集落内にある石垣や石積みは正確な調査が行われておらず、製作期が不明であるが、隣地との境界を示しながら雨水排水として利用されている場合や、山から内湖への傾斜を平坦地とするための盛土用石垣や、旧護岸の石垣あるいは石積みなどがある。また、円山にはヨシ問屋専用のヨシの積み出し舟溜まりが残っている。こうした施設は十分な詳細調査を行い、記憶に残る風景として重要な構成要素として保存していく必要がある。

- ・ 等高線に沿った家屋の配置を行う等、集落の発展過程にそった町づくりを行う。
- ・ 石垣・石積みは極力保全または復元する
- ・ 集落内の家屋等の構造物は水郷風景計画に準拠する

里山 一円山・白王山はいずれも集落が燃料林として利用していた里山である。

円山・白王山ともに地元自治会がそれぞれの神社や寺の保全のために、山に入り景観保全に努めている。しかし、円山・白王山ともに急傾斜事業に該当する地区であり、緊急な工事の場合についても景観に配慮した工事が行われている。

- ・ 周辺の自然環境との調和を図る
- ・ 護岸・擁壁等は周囲からの見え方について工夫する

2) 重要文化的景観の現状変更等

景観対象範囲内において、文化庁長官への届出が必要となる行為は、重要な構成要素の現状の変更等である（平成20年 20府財第148号 各都道府県知事・各都道府県教育委員会・文化庁関係各独立行政法人の長宛て文化庁文化財部長通知）。

5－2 届出が必要な行為

滅失又はき損(文化財保護法第136条)及び現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(文化財保護法第139条、以下「現状変更等」)がある場合には、事前に文化財担当課と協議を行い、滋賀県や文化庁との調整や「近江八幡市重要文化的景観保存活用検討委員会」での審議を踏まえ、文化庁長官に対して届出を行うものとする。届出の種類と提出期限は表3のとおりとする。ただし、表4に示す行為については届出を要しない。

重要な構成要素等の維持・保存する基準は第7章及び「重要な構成要素個票」に記載し、その運用については文化財担当課が行う。

表1 届出が必要な行為

届け出の種類	届出が必要な行為	届出者	提出期限
滅失	重要な構成要素が消失、流失等により滅失した場合	所有者等	滅失・き損を知った日から10日以内
き損	重要な構成要素が災害等により大きく破損した場合		
現状変更	・重要な構成要素の現状変更 (物件の種別ごとに定める行為) ・重要な構成要素以外の現状変更により、重要な構成要素の保存に影響を及ぼすと考えられる行為	現状変更等をしようとする者	現状変更をしようとする日の30日前まで

表2 届出を必要としない行為

届け出の種類	届出を必要としない行為
滅失	・※1 重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない行為 (平成17年文部科学省令第10号第4条に定められている範囲)
	・※2 第4条
現状変更等	・維持の措置 ・非常災害のために必要な応急措置 ・他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合 ・保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合

※1：平成17年文部科学省令第10号第4条で定める以下の行為

- ・文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該文化的景観をその選定当時の現状に復するとき
- ・文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するための応急の措置を執るとき
- ・文化的景観の一部がき損、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

※2 平成 23 年文部科学省令 24 号

5－3 法令等による保護処置

法令等による保護措置

重要な文化的景観の選定の申出に際しては、景観法その他の法律に基づく条例で、文化的景観の保存ために必要な規制を定めている必要がある。「近江八幡の水郷」のすべての景観構成要素に対する保護が、個別法及び景観法もしくはこれらに基づく条例により担保されていることを示すため、以下に保護措置について分析するとともに、適用される法令等を表 3 にまとめた。

「水郷風景ゾーン」内の土地利用は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、自然公園法、森林法により概ね規制されている。山林の一部に全く土地利用規制のない白地が認められるが、これらは近江八幡市景観法による届出行為等に関する条例（木竹の栽培又は伐採等）により保護措置を図った。また、円山・白王地区は建築基準法第 22 条の除外区域であるため、ヨシ屋根の建築物の建設が可能である。

また、公有水面及びヨシ帯は、河川法、県条例により重層的な規制が図られているところであるが、景観行政団体が保護にあたり主体的な役割を担う必要があることから、近江八幡市景観法による届出行為等に関する条例（水面の埋め立て又は干拓等）により、さらに規制を行った。法規制の対象地を示す図は付図とした。

3 土地利用規制等

景観構成要素	関係法・条例	説明
A. 全域	都市計画法	景観計画区域は全域が市街化調整区域内にあり、概ね第一種住居地域の用途地域内にあり、北之庄町の一部が第一種低層住居専用地域である。八幡堀沿いに特別工業地区がある。八幡堀は都市緑地である。
B. 農地	農業振興地域の整備に関する法律	景観計画区域内の田園及びその周辺集落のほとんどは、農振農用地区域内にある。農振計画に基づく土地利用の勧告、農地等の転用制限、開発行為（宅地造成、土石採取、土地区画整理事業による土地の形質変更、建築物・工作物の新築・改築・増築）に対する制限があり、農地転用は県知事の許可が必要である。
C. 山林 ・長命寺山	森林法	長命寺山の山裾および八幡山、円山、白王山は森林法に基づく地域森林計画の対象となる民有林に指定されている。この民有林において立木を伐採するには、市長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間および樹種その他農林水産省令で定める事項

		<p>を記載した伐採および伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。また、届出の内容が市町村森林整備計画に適合しない場合は、市長は変更命令等を行うことができる。</p> <p>琵琶湖沿岸部、八幡山、長命寺川、西の湖周辺は自然公園特別地域（琵琶湖国定公園）である。地域内では滋賀県自然公園管理計画書に基づき、工作物の新築・増築・改築、木竹の伐採、鉱物の採掘又は土石の採取、河川・湖沼等の水位又は水量の増減、広告物の掲出・設置または工作物への表示、土地の形状の変更、屋根・壁面・堀・橋・鉄塔・送水管等の色彩の変更に対する制限がある。</p>
・八幡山 ・円山 ・白王山	自然公園法	<p>円山・白王山は急傾斜地崩壊危険区（知事が関係市町村長の意見を聞いて指定する崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度 30 度以上）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれのある行為を制限する必要がある土地の区域）であり、次のような行為は、知事の許可を受けなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設（擁壁、排水施設等）以外の施設又は工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘さく又は盛土 ・立竹木の伐採 ・木竹の滑下又は地引による搬出 ・土石の採取又は集積 ・その他急傾斜地の崩壊を助長し又は誘発するおそれのある行為
・円山 ・白王山	滋賀県規則 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則	
D. 水面	河川法	<p>長命寺川、八幡川、西の湖は一級河川であり、河川区域に指定されている。</p> <p>許可が必要な行為（河川区域）</p> <p>①河川の流水の占用、②河川区域内の土地の占用、③河川区域内の土地における土石等の採取、④河川区域内の土地における工作物の新築、改築又は除去、⑤河川区域内の土地における土地の堀削、盛土又は切土。</p> <p>史跡天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。</p> <p>史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、着手する 30 日前に文化庁長官にその旨を届け出なければならない。</p>
・長命寺川 (史跡地内)	文化財保護法	

E. ヨシ原	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例	西の湖、北之庄沢周辺のまとまったヨシ群落は、県条例に基づく保全地域に指定されている。保全地域では、建築物その他の工作物の新築・改築・増築、鉱物の採掘また土石類の採取、水面の埋め立て又は干拓、宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質変更、立木の伐採、ヨシ等の採取又は損傷等においては、知事の許可が必要である。
F. 集落 ・円山 ・白王	建築基準法	白王・円山地区は第22条除外地域である。よって風景計画によって推奨しているヨシ屋根の建築物の建設が可能である。
G. 旧八幡町	文化財保護法 近江八幡市伝統的建造物保存地区保存条例	八幡堀とその周辺は、一部が重要伝統的建造物保存地区になっている。地域内においては、建築物の新築・増築・改築・移転又は除去、建築物の修繕・模様替え又は色彩の変更、その他外観を変更することとなるもの、宅地の造成その他の土地の形質変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立又は干拓について市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。
H. 景観計画区域全域	近江八幡市景観法による届出行為等に関する条例（基準等について は水郷風景計画に定める）	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他制令で定める行為 ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形式の変更 ・木竹の植栽又は伐採 ・屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積で、堆積期間が30日間を超える行為 ・水面の埋め立て又は干拓
I. 重要な文化的景観選定地区	文化財保護法	重要な文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、文化庁長官にその旨を届けなければならぬ。

第6章 活用に関する方針

6－1 活用の考え方

第3章に示した基本方針を踏まえ、ヨシ地が減じないような、そして周辺地域住民がいきいきとして水郷地帯で学習・活動ができる活用法が望ましい。さらにヨシ産業をこれからも続けていけるような活用とする。

現在重要な文化的景観「近江八幡の水郷」を訪れようとすると、まずどこに行けばよいのかが大きな問題となる。これは地区内に駐車場が無いため、ガイダンス施設を含めて検討する。なお、ガイダンス施設は大規模なものではなく、景観に配慮した施設とし、古民家の再生によるもの等を検討してもよい。

6－2 ヨシ産業の継続とヨシ地の維持管理

生活様式の変化により、ヨシ屋根は文化財として保存されている住宅等を除くとほとんどないといつてもよい状況である。そこで需要に関しては、現在のところ葦簀（ヨシズ）が主流であり、建具の利用も若干ある。こうした伝統的な利用法以外に、例えばヨシ紙などの文具、また新たにヨシストロー等も開発されてきている。こうした新たな需要喚起について市としてさらに応援していく。

広大なヨシ地を管理するためには所有者であるヨシ問屋や行政だけではとてもおいかない。安土町常楽寺では区有であったヨシ地を会社組織にしており、地域住民がこぞってヨシ刈りを行っている。こうしたヨシ刈りに市は積極的に支援していく。

6－3 西の湖の利用

小河川や複雑な水路が連なり、水田やヨシ地へ船で行き交いしていたころを偲び、現在観光和船がこれらの河川で、観光客をのせ航行している。日本一遅い乗り物として多くの観光客が来幡し、楽しまれている。ヨシ地を知るには、この方法が一番よく体験できる。市では西の湖観光の目玉としてあらゆるメディアを利用して宣伝している。ただし、観光和船は船外機付きの船と手漕ぎの船があり、船外機付きの船では、小河川で航行すると波が出やすくなる。小河川の一部では、土手で護岸をしている所もあり、土手の崩壊が起こりやすくなるので検討する。

6－4 権座の利用

我が国唯一の舟でしか行けない水田である。橋は架かっていない。白王地区の方々が、「近江八幡の水郷」の象徴的な景観として利用されている。地域では「権座プロジェクト」として多種多様な利用を行い、他地域の人々とも交流を深めている。水田で水稻農耕を行なながら酒米も一部で栽培し、酒作りもおこなって販売もしている。こうした景観を活かした様々な取り組みを行っていく。

6－5 人材の育成

教育的な見地から、ふるさと教育を活用して近江八幡の水郷景観のよき理解者として育成し、かつ環境や景観の保全ができる人材を育成していく。そのためにもガイダンス施設

が必要である。

6－6 修理等の方針

計画対象範囲内の構成要素について、修理・修景を推進する。文化庁の文化的景観保護推進事業国庫補助金を活用し、補助対象の基準を満たすものには経費の一部を補助する。

重要な構成要素の修理等は個別に示された内容に従うものとする。

第7章 重要な景観構成要素と現状変更

7-1 重要な構成要素

文化的景観の重要な構成要素とは、「文化的景観の保存に関する必要な調査において特定する構成要素のうち、形態、意匠等が独特または典型的であるとともに、技術・素材等の観点から顕著な固有性を持つものであって、文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素」のことを行う。

「近江八幡の水郷」内に所在する景観構成要素のうち、文化的景観保存調査の結果、歴史的特性及び社会的特性の観点から以下の 13 物件を重要な構成要素として選んだ。建造物の外観及び軸体の変更については、景観法に基づいて行われる景観行政団体の長への届出とともに、文化庁長官に対する届出が必要となる。

さらに、今後、河川・農地・集落等に関する整備計画の策定過程において、その重要性が認められた物件については、追加として文化庁長官への届出対象とすることも考えられる。



図7 円山神社本殿



図8 円山神社拝殿



図9 寶珠寺本堂

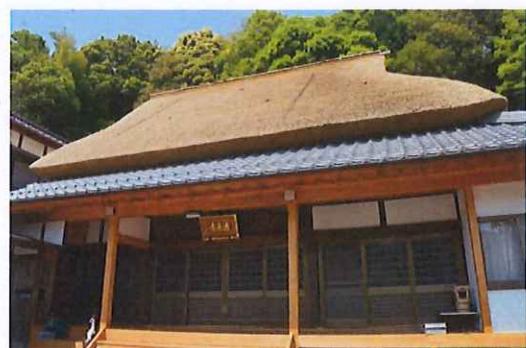


図10 清見寺本堂



図 11 西願寺本堂



図 12 西村邸



図 13 近江八幡ユース・ホステル



図 14 若宮神社本殿



図 15 若宮神社拝殿



図 16 波口明神



図 17 船大工小屋



図 18 常の浜(常楽寺港跡)



図 19 常楽寺祭礼用ヨシ刈り取り場



図 20 セミナリヨ公園前水域

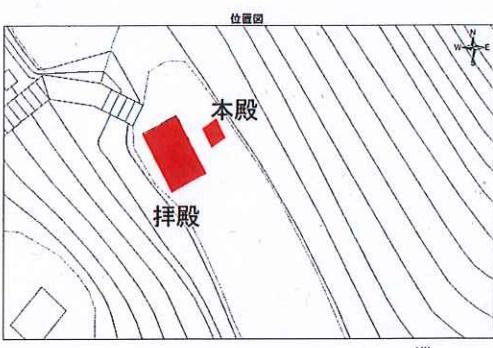


図 21 下豊浦祭礼用ヨシ刈り取り場

7-2重要な構成要素の保護の方針

重要な構成要素となる建造物は、いずれも古く痛みも激しい。よって、所有者より聞き取りを行い、外観及び内部についての建築学的な調査を行った上で、修理事業を行っていくこととする。この際、調査結果に基づき、建築物の特性を充分に考慮に入れた修理を行うこととする。また、安土町常楽寺・安土町下豊浦のヨシ原については、継続的に各集落が祭礼に必要とする量のヨシを採取できるように保全措置を行う。

②一C 重要な景観の構成要素の個票

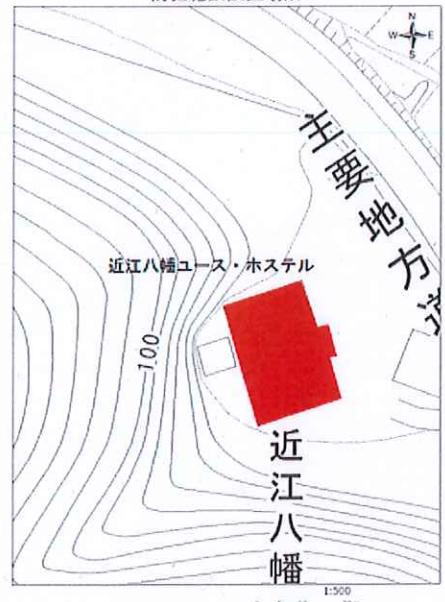
① 名称：円山神社（本殿 拝殿）	住所：近江八幡市円山町 169
所有者：宗教法人円山神社	住所：近江八幡市北津田町 510
写真	<p>文化的景観の価値に係る特徴：</p> <p>市街地の北部、円山町西部の山腹に位置する。もと十禪師社で明治時代に現在の社名に変更される。現在の本殿は、一間社流造銅板葺で宝永元年（1704）の建立であり、拝殿は、正面三間側面二間の入母屋造銅板葺で建立時期は不明である。</p> <p>建立に当たり、地元の有力者として「西川嘉右衛門」や「西川六左衛門」などの名があり、ヨシ問屋を中心として建立のための資金集めが行われた。また、円山神社で行われる松明祭りには、大量のヨシが使われるが、そのすべてを円山町内にある神社用ヨシ地から供給している。現在でもそのヨシ地とヨシは、円山自治会が所有している。</p> <p>社頭にある大岩は、御靈岩或いは御奇岩として尊重されている。円山付近に地震があつたときに山が崩落したが、この大岩で止まった。これより大岩をお祭りすることになったという。</p> <p>神社が所有する木造狛犬は鎌倉末期の作で市指定文化財となっている。</p>  
位置図	

② 名称：寶珠寺本堂	住所：近江八幡市円山町 170-2
所有者：宗教法人寶珠寺	住所：近江八幡市安土町下豊浦 4984
写真	<p>文化的景観の価値に係る特徴：</p> <p>市街地の北部、円山町西部の山腹に位置する。平安時代に比叡山の高僧が修行のためにこの地を選び、十名あまりの人たちと移り住み円山町を開いたという伝承がある。</p> <p>本堂は元禄年間（1688～1704）末期にヨシ問屋の西川六左衛門が寄付を集めて建立されたのが始まりと伝えられる。現在の本堂は、江戸時代末期の嘉永年間（1848～1855）に建立されたもので、本尊毘沙門天立像（重要文化財）が納められている。平成18年度に本堂の保存修理を実施している。木造平屋建・瓦葺（宝形造り）である。慣行・歴史上重要である。</p>
位置図	

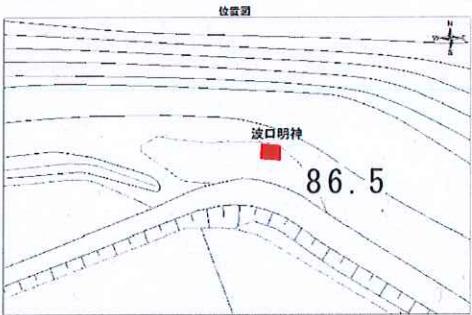
③ 名称：清見寺本堂	住所：近江八幡市円山町 177
所有者：宗教法人清見寺	住所：近江八幡市円山町 177
写真	文化的景観の価値に係る特徴： 市街地の北部、円山町西部の山裾に位置する。本堂は、正面五間側面二間半入母屋造茅葺（材料ヨシ）で、棟札から享保 2 年（1717）の建立であることがわかっている。屋根は、地元産のヨシを用いており、対岸の県道からヨシ葺きの屋根が良く見え、景観上重要である。平成 24 年度に保存修理を実施し、ヨシ部分と瓦部分の葺直しを行った。
位置図	

④名称：西願寺本堂	住所：近江八幡市船木町 1246
所有者：宗教法人西願寺	住所：近江八幡市船木町 1246
写真	文化的景観の価値に係る特徴： 西願寺は、八幡山の西側に位置する船木町にある浄土宗の寺で、天正 12 年（1584 年）に羽柴（豊臣）秀次が開基したと言われている。現在の本堂は、正面七間の入母屋造、茅葺（材料ヨシ）であり、改造が著しいが、17 世紀の建物と考えられる。平成 17 年に国登録文化財となった。また平成 19 年度に保存修理を実施している
位置図	八幡堀沿いの船木町と南津田町は八幡堀の船運やヨシとの関係が密接な町である。ヨシ屋根を持つ建物は西願寺のみであり、船木・南津田両町での近江八幡の水郷のシンボル的な建物であり、歴史上・景観上重要な。

⑤名称：西村邸	所在地：近江八幡市円山町 217
所有者：個人	所在地：近江八幡市円山町 217
写真	<p>文化的景観の価値に係る特徴：</p> <p>市街地の北部、円山町西部に位置する。かつてはごく普通に見られた木造平屋建茅葺（材料ヨシ）民家であるが、現在は、集落のほとんどが瓦葺となり、貴重な家屋となっている。明治時代（1868～1912）の建築と考えられる。</p> <p>対岸の県道より良く見えるため、景観的にも重要である。</p>
位置図	

⑥名称：近江八幡ユース・ホステル	所在地：近江八幡市円山町 610-1
所有者：個人	住所：近江八幡市円山町 610-1
写真	文化的景観の価値に係る特徴：
	<p>八幡山の東側山裾にあり、県道や黒橋川を挟んだ円山町の対岸に位置する。当建物は明治42年に蒲生郡勧業館として、八幡堀沿いに建てられた総二階木造和風建築で、昭和39年に現在の地に移築されたものである。平成10年に国登録文化財となった。</p>
位置図	<p>この建物は、平成18年の景観計画策定の際に、水郷風景計画の高さ基準（最高10m）となった建物でもあり、景観上重要である。</p>
	

⑦名称：若宮神社（本殿・拝殿）	住所：近江八幡市白王町 672 番
所有者：宗教法人若宮神社	住所：近江八幡市北津田町 510
写真	文化的景観の価値に係る特徴：
	市の北中部にある白王山の山腹に位置し、延宝 6 年 (1678) に造営されたと伝えられる。現在の本殿は、一間社流造銅板葺で、その特徴から江戸時代後期の建物と推定される。また拝殿は、正面三間側面二間の入母屋造瓦葺で、建立の時期は不詳である。なお、白王地区では大中の湖の増水時の避難場所は現在公民館となっているが、昭和 50 年代までは、若宮神社が避難場所となっていた。
	若宮神社は白王町の氏神様で、地元の信仰もあつく、4 月にはヨシを大量に利用する松明祭りが行われ、慣行・歴史上重要である。
位置図	

⑧名称：波口明神 所有者：宗教法人若宮神社	住所：近江八幡市白王町字峠 404 番 1 住所：近江八幡市北津田町 510
写真	文化的景観の価値に係る特徴： 大中の湖が干拓される以前は、白王町にある白王山の南麓は湖に向かって岬状に突き出していた。大中の湖や琵琶湖へ舟で漁などに出た場合は、この岬状の内側に入ることによって、波を避けられ、舟の転覆を避けることができたといわれている。この岬状に突き出たところに波口神社が位置している。船に乗っている人々はこの神社を目指して航行した。現在は埋め立てられたことによって、目立たなくなつたが、かつては灯台的な役目を果たしており、慣行・歴史上・景観上も重要である。 祠の下には、高さ 2.5m の自然石があり、波口明神以前の神の座である。地域の住民によって、内湖の干拓後に自然石の前に内湖に見立てた共同井戸状の水場が設置された。
位置図	

⑨名称：船大工小屋	住所：近江八幡市白王町字西出 799 番
所有者：個人	住所：近江八幡市白王町 805
写真	<p>文化的景観の価値の特徴：</p> <p>白王町（白部地区）集落西側にある田舟を製造していた木造平屋建、土蔵造、桟瓦葺の小屋。大中の湖干拓以前は小屋の正面にあたる南側が内湖に面しており、小屋から完成した舟が進水していた。現在この地で舟に関する施設で残存している唯一の建物である。</p> <p>なお、内部には貴重な船大工の資料等も残されている。</p>
位置図	

⑩名称：常の浜（常楽寺港跡）	住所：近江八幡市安土町常楽寺地先
所有者・管理者：近江八幡市	住所：近江八幡市桜宮町 236
写真	文化的景観の価値に係る特徴：
 <p>常の浜</p>	<p>近江八幡市の東部で蛇砂川に隣接している。地元で「常の浜」と呼ばれ、戦後まで定期航路があり繁栄した港であった。</p>
 <p>常の浜（上空から、北は写真上方向）</p>	<p>港としては天文四年（1535）「常楽寺舟人」とあるのが初見で、その後江戸時代でも「豊浦」と共に多くの船を有していた。ヨシについてもこの常の浜を利用して荷揚げされていた。その痕跡として、沙沙貴神社四月の祭礼に常楽寺区から沙沙貴神社に奉納する大松明は、区内の氏子で構成される「満壽」により常の浜公園に隣接する常楽寺区会館で作られ、200mほど南に行った所にある金刀比羅社から出発して、沙沙貴神社まで引きずり奉納される。</p>
<p>位置図</p> 	<p>航路廢止後、船の利用が激減したものの、西の湖から常楽寺の集落まで水路状に延伸し、港であった状況が小水路や石垣護岸として、一部良好に遺存している。現在では、昭和 63 年から段階的に、公園を含めた付近一帯の整備がされた。</p>
	<p>なお、「信長公記」に記載される安土城築城直前の元亀元年（1568）から天正三年（1575）まで 5 回の織田信長滞在地である「常楽寺」は、航路での移動が確認できる記載もあることから、この常楽寺の港を利用したと考えられる。</p>

⑪名称：常楽寺祭礼用ヨシ刈り取り場	所在地：近江八幡市安土町常楽寺字百間堀 2072 番地
所有者：常楽寺区	住所：近江八幡市常楽寺 785
写真	<p>文化的景観の価値に係る特徴：</p> <p>常楽寺祭礼用ヨシ刈り取り場は西の湖南岸に位置し、山本川河口左岸側に沿って広がるヨシ地となっている。常楽寺の鎮守である沙沙貴神社の四月祭礼に奉納する大松明を始め、周辺地区で行われる四月や五月の祭礼の松明は、現在氏子圏で最大の村である常楽寺の大松明を作る「満中」^{まんじゅう}が用意をしているが、全て西の湖と常楽寺港周辺に生育するヨシを使用している。松明に使用するヨシの刈り入れについては、常楽寺区が所有する土地で行っており、不足が生じる場合は、申し合わせにより常楽寺所有地以外で刈り入れているが、このヨシ刈り取り場はその代表例となっている。この場所は船でないと行くことができない、河川地内土地として良好に遺存するヨシ地となっており、景観上重要な構成要素となっている。</p> <p>なお、西の湖のヨシは、かつて様々な利用形態をもって各地に出荷されており、常楽寺区の産業の一部を担っていた。現在は産業規模としてかなり小さくなり、文化財としての屋根材利用やすだれとしての利用が主となっている。</p>
 <p>祭礼用ヨシ刈り取り場</p>  <p>沙沙貴神社四月祭礼ヨシ大松明（参考）</p>	<p>位置図</p> 

⑫名称：セミナリヨ公園前水域	所在地：近江八幡市安土町下豊浦地先
管理者：近江八幡市	住所：近江八幡市桜宮町 236
写真	<p>文化的景観の価値に係る特徴：</p> <p>近江八幡市の東部に位置する安土山の南に位置し、安土山の西麓を北上し西の湖に流れ込む安土川に接している。この付近はかつての安土城下町の一部で、常楽寺と同じように多くの水路や湿地帯に面していた。地元で「だいいうす」という地名で呼ばれ、イエズス会により安土に造られた「セミナリヨ」の推定地となっている。</p> <p>織田信長による安土城築城以前、この地は「豊浦庄」と呼ばれ、琵琶湖の湖上交通を利用して物資の積出が行われる土地となっていた。江戸時代には常楽寺と共に多くの船を有していたことが確認されている。現在の下豊浦を含む「豊浦」には、常楽寺と同じように多くの水路が入り込んでおり、港となりうる場所も複数ある。</p> <p>当該地点においては、現在では船の利用がないものの港跡と推定される内陸に入り込んだ水路形状や石垣護岸等が良好に遺存しており、歴史上・景観上重要である。</p>
 セミナリヨ公園前水域	
 セミナリヨ公園前水域	
(上空から、北は写真右上方向)	
位置図	

<p>⑬名称：下豊浦祭礼用ヨシ刈り取り場 管理者：近江八幡市</p>	<p>所在地：近江八幡市安土町下豊浦地先 住所：近江八幡市桜宮町 236</p>
<p>写真</p> 	<p>文化的景観の価値に係る特徴：</p> <p>下豊浦祭礼用ヨシ刈り取り場は、安土山の南西に位置し安土川左岸に沿って広がるヨシ地となっている。このヨシ地は元来、かつて上村、下村、平井村、東村及び安土村の5つの村で構成されていた豊浦のうち、内陸側に位置する上村（現上豊浦区）、東村及び安土村（以上下豊浦区）の入会のヨシ刈り取り場であった。現在でも四月の下豊浦合同祭礼に使用する松明は全て西の湖辺のヨシを使用して各地区の役員が作っており、この下豊浦祭用ヨシ刈り場では、下豊浦区の東地区（新宮神社氏子）と安土地区（石部神社氏子）が材料のヨシを刈り取っている。</p>
<p>祭礼用ヨシ刈り取り場</p> 	<p>下豊浦合同祭礼ヨシ松明（参考）</p> <p>下豊浦祭礼用ヨシ刈り取り場は地域住民により良好に安土川の流路に沿ったヨシ地として維持されており、慣行・歴史上・景観上重要である。</p>

第8章 整備の考え方

8-1 整備の考え方

これまでの経緯や調査によって整備すべきところについては、整備計画を策定する。整備計画を策定するに当たっては、集落や河川等の詳細な調査を行った後、近江八幡市重要文化的景観保存活用検討委員会において整備計画を策定する。

また、整備計画を策定するにあたり、近江八幡市重要文化的景観保存活用検討委員会のほか関係行政機関や地域住民からの意見収集を経て策定し、河川事業や農業農村整備事業等の公共事業とも整合性を図ることとする。

一級河川や里山の急傾斜事業等は、事業主体が滋賀県あるいは国となり、直接近江八幡市事業とはならない。このことから、河川と里山の整備は、公共事業終了後に、地域住民と一緒に環境整備や景観づくりを行うことが重要である。このことから地域住民等が行う環境整備事業や景観づくり事業には積極的に支援する。

西の湖や北之庄沢に面する水路際の建築物・工作物は、水面から認知される景観に大きな影響を与えることから、基準を設けた上で調整を行う。(景観計画)

白王山は土地利用規制が景観法による届出行為等に関する条例(木竹の伐採)に基づく調整に限られている。しかし、極めて穏やかな保護措置であることから、文化的景観を保存する上での課題を残している。ヨシ帯と連続する水田の保存や農業用施設に関しては、保全整備等の保護措置を、白王町においては景観農業振興地域整備計画の方針に沿って、安土町常楽寺・安土町下豊浦のヨシ地においては景観計画及び文化的景観保存計画の方針に準じて検討する。

整備を行う場合の想定される対象は、以下にまとめるとおりである。

(1) 重要な構成要素及び円山・白王の集落における家屋や工作物

① 原則として、近江八幡市水郷風景計画に定める建築物等の景観形成基準に基づき、集落の景観形成を推進する。

② 整備事業の対象として検討されるのは、以下に示す内容である。

ア. 重要な構成要素

イ. ヨシ作業小屋等の生業に関する施設

ウ. 旧舟溜・舟着き場及びその附帯施設

エ. 集落と内湖との関係を示す工作物

オ. 風土性を表す居住空間で、近江八幡市として特に重要と認められたもの

(ア～オは、整備計画が示す基準の範囲内で、整備事業の対象とする。)

(2) 西の湖・北之庄沢・長命寺川(安土川を含む)・八幡川・その他の河川(湖面)

① 西の湖・北之庄沢・長命寺川・八幡川・その他の水路に点在するヨシ帯、ヤナギ類の再生を行う。その際の指針は以下のア～エを参考とする。

ア. 現存植生の保全・維持だけでなく、荒廃した自然草地・耕作放棄地・遊休地などに

おける植生回復を図ることが、将来的な西の湖における生物多様性の保全や景観保全に資すると考えられる。ただし、植生回復の検討にあたっては、どのような植生に向けて回復を図るのかという目標設定と事業目標達成ための十分な期間の設定（かなりの長期間を想定する必要がある）が必要。

- イ. 目標設定について、特に留意しておく必要があるのは、安定的なヨシ原のみをモデルとした画一的な植生回復が必ずしも適切ではない点である。ヨシ原とともに、スゲ原、ヤナギ林、あいまいな水辺環境、水田などの多様な環境が混在することが、地域本来の植生景観の再現には不可欠である。
- ウ. 荒廃した自然草地・耕作放棄地・遊休地などの植生回復を検討するにあたっては、西の湖全体の植生分布状況を踏まえたうえで、当該地点の位置や環境特性、事業コスト、事業期間についての検討を行い、目標とする具体的な植生タイプを決定する必要がある。

エ. 上記の考え方に基づき、モデル地区を設け実験事業を行う必要がある。

- ② 整備事業の対象として検討されるのは、以下に示す内容である。なお、ウに示す安土川のうち、特別史跡安土城跡指定地内の護岸整備に関しては、滋賀県教育委員会において平成27年度に策定された『特別史跡安土城跡保存管理計画書』及び、平成2年度に策定された『特別史跡安土城跡環境整備基本構想』の基本方針、ならびに平成11年度に策定された『特別史跡安土城跡環境整備基本計画』との整合を十分図るものとする。また、エに示す八幡川の石垣護岸に関しては、八幡掘再修景計画との整合性を十分図るものとする。

ア. 埋もれた水路の再生

イ. 橋梁の修景

ウ. 八幡川・長命寺川・西の湖・北之庄沢の護岸整備

エ. 八幡川の石垣護岸の修理・修景

オ. 八幡川の旧舟溜再生

- ③ 農地関連の水路・農道及びこれらに架かる橋梁等については、景観農業振興地域整備計画をふまえ、整備計画の策定を行う。整備事業の対象として検討されるのは、以下に示す内容である。

ア. 河川・水路に面した農地護岸の整備

イ. 農業用排水路の修景

ウ. 橋梁の修景

(3) 道路及び農地、里山（八幡山・円山・白王山）

- ① 水田等の農地については、景観農業振興地域整備計画をふまえ整備を進める。文化財の観点から文化的景観として相応しい農地の保護策について検討する。
- ② 選定区域内の道路に関しては、今後景観に調和した道路作りを行うことを目的として管理者等と協議を行う。
- ③ 里山という観点から、八幡山の東面、円山、白王山について適切な保護策を取り、森林

整備計画の見直しを含めて提言を行う。

8－2 具体的な整備活用の考え方

(1) 重要な構成要素

重要な構成要素となる建造物は、いずれも古く痛みも激しい。よって、所有者より聞き取りを行い、外観及び内部についての建築学的な調査を行った上で、修理事業を行っていくこととする。この際、調査結果に基づき、建築物の特性を充分に考慮に入れた修理を行うこととする(図23・24)。また、安土町常楽寺・安土町下豊浦のヨシ地については、継続的に各集落が祭礼に必要とする量のヨシを採取できるように保全措置を行う。

(2) 円山・白王の集落整備

円山・白王の集落整備は、原則として生業に関わる景観構成要素について重点的に調査を行う。建築物等が示すこの地域独特の意匠は、近江八幡市重要文化的景観保存活用検討委員会において十分な検討を行った上で適切な保存を図る。集落の景観構成要素となる石積みの階段や旧舟溜、また集落前面にある石垣護岸(図25・26)などは、失われてしまった景観の痕跡であると同時に、現在も使用される工作物である。このため、コンクリート化されることも想定できるが、機能性を重視しつつ文化的景観保護の観点から、適切な修景が行われることが望ましい。また、旧舟溜は、将来的な利用を想定し、復元等の検討が必要である。

(3) ヨシ地・ヤナギ類

植生回復にあたっては、「ヨシを植えてヨシ畑を作る」あるいは「ヤナギを植栽してヤナギ植林を作る」といった箱庭的発想は捨てなくてはならない。「もともと西の湖に散在していた水辺環境の一部がその場所に再形成されることを誘導する」という発想に基づいて、補助的に人為を加えるに止め、安易な移植導入は絶対に避けなければならない。(図27・28)

(4) 橋梁等の修景デザイン

近年作られた橋梁については、景観に配慮され偽木などによって修景されている(図29・30)が、偽木等の修景は不自然である。また、橋脚部などにはむき出しのままのものも多くある。このため、文化的景観保護の観点から、修景等を再検討する必要がある。

(5) 八幡川・長命寺川・西の湖・北之庄沢の護岸整備(図31～34)

八幡川等の一級河川では、これまでに様々なタイプの護岸工事が行われたが、必ずしも景観に配慮したものとはなっていない。よって今後は、景観に配慮し、また統一的な護岸工事を行うため、工事の前提として調査を行う。また、特に北之庄沢から円山に伸びる水路にはコンクリート護岸が多く見られるため、多自然型工法等を採用した修景を行う。西の湖の一部で円山町の東端にある場所では、かつての舟溜が草地化しており、復元を行う。長命寺川のうち、特別史跡安土城跡に関わる部分は、当該特別史跡の景観に配慮し整備事業を行うものとする。

(6) 河川・水路に面している水田の護岸(図35・36)

河川・水路に面している水田の護岸についてはかなり崩れているところもあり、詳細な

調査を行い復元していく必要がある。なお、特別史跡安土城跡の指定地に隣接する部分の整備は、当該特別史跡の整備に準じて行うよう配慮する。

(7) 農業用排水路（図 37・38）

農業用排水路については、現在の 3 面張りの見直しを含めて検討を行う。また、両岸はなるべく自然植生の回復によるエコトーンの創出をはかる。



図 22 円山神社



図 23 西村邸



図 24 石積みの階段



図 25 石垣護岸



図 26 湿地にあるカワヤナギ



図 27 湿地にあるヨシとガマ



図 28 小屋場川にかかる橋



図 29 黒橋川にかかる橋



図 30 八幡堀の護岸



図 31 北之庄沢の護岸



図 32 八幡堀の旧舟溜



図 33 八幡堀の護岸



図 34 水田の護岸



図 35 湖中の水田の護岸



図 36 現状の護岸 1



図 37 現状の護岸 2

第9章 運営体制

9－1 運営体制の考え方

文化的景観の保護は、文化財の枠を超えて、行政各部局や関連団体・地域住民が連携していくことが重要となる。その中で、取組等の役割を分担し、共通の目標に向かって進んでいくことが必要である。関連団体や地域住民の理解と協力を得た総合的な取り組みが必要であり、今後は本計画を柱として連携を強化し、重要文化的景観地区の住民や重要な構成要素の所有者等に対する十分な支援体制を構築していくこととする。

運営体制については、大きく保存と活用とに分けて整理するが、この二つは切り離して考えられるものではなく、包括的に確認し、検討していくべきものである。運営における関連組織の役割を十分に整理したうえで、「近江八幡市文化的景観保存活用検討委員会」において、保存活用の課題について定期的、継続的に協議する体制を構築する。

9－2 関連組織とその役割

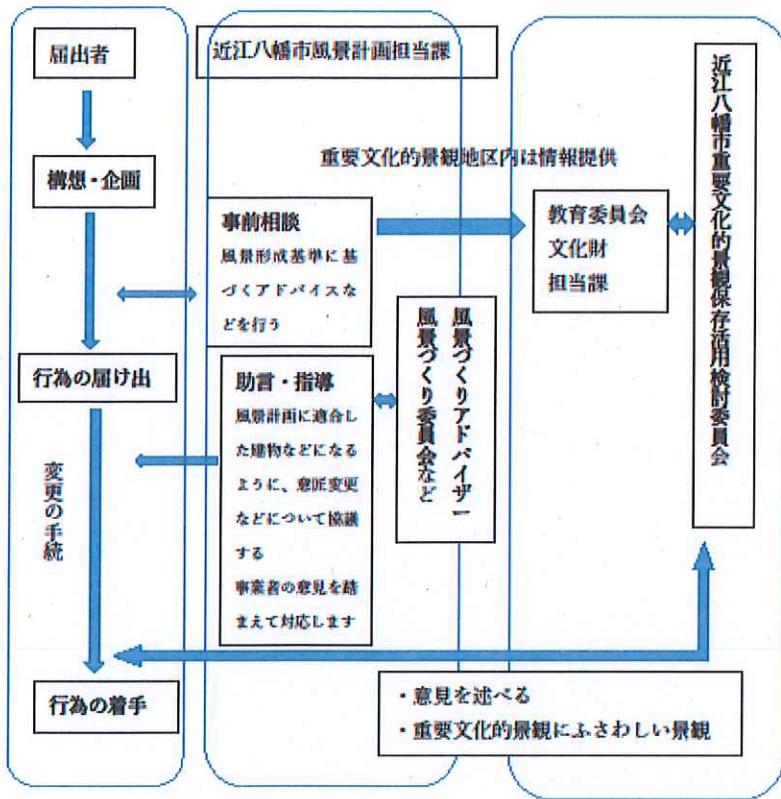
1) 保存に関する体制

近江八幡市の重要文化的景観地区は、景観法に基づく景観計画が設定されているところであり、近江八幡市の景観計画である近江八幡市水郷風景計画に、重要な文化的景観地区であることが位置付けられている。第4章に示したとおり、保存が必要な景観構成要素については「重要な構成要素」として特定し、価値を踏まえた保存処置を図る。この重要な構成要素の保存処置等については文化財担当課が所管する。それ以外の構成要素については、家屋の色や高さ、屋根の形状・傾き・素材等の規制や河川からの見え方や、集落と里山の関係による規制等が盛り込まれ、重要文化的景観を保存していくうえで重要な景観形成基準となっている「近江八幡市水郷風景計画」やその他の既存の法令、円山・白王・北ノ庄地区独自で策定されている景観農業整備振興地域計画を適用・準拠し、その保護を図っていく。当該風景計画地区内での開発行為に際して必要となる届け出等についての対応は、近江八幡市の都市計画担当課が担当する。なお、当該風景計画の規制に沿わない開発行為の計画等については、風景計画に沿うものにするための指導助言を風景づくり委員会が行う。ただし、大規模な開発が行われた場合に、文化財としての意見が十分に尊重されにくい状況となる場合があったことから、近江八幡市重要文化的景観保存活用検討委員会を設けて、このなかで委員による十分な検討を行い、開発に関する指導助言を行っていく。

2) 住民・事業者・住民団体の役割

地区内の住民や不動産の保有者などは、本計画に示す土地利用の方針及び近江八幡市水郷風景計画の景観形成基準等を遵守し、現状変更行為等を行う。

また、重要な構成要素の所有者は、滅失・き損・現状変更等が生じた際には、文化庁長官に届出を行うものとする。



水郷風景計画（重要文化的景観地区内）の開発におけるチャート

文化的景観を保全・活用するには住民との連携が欠かせない。自治会主体のクリーンアップ作業や営農組合等も清掃活動をしており、市としてはこうした活動について積極的に支援していく。

3) 行政内での連携

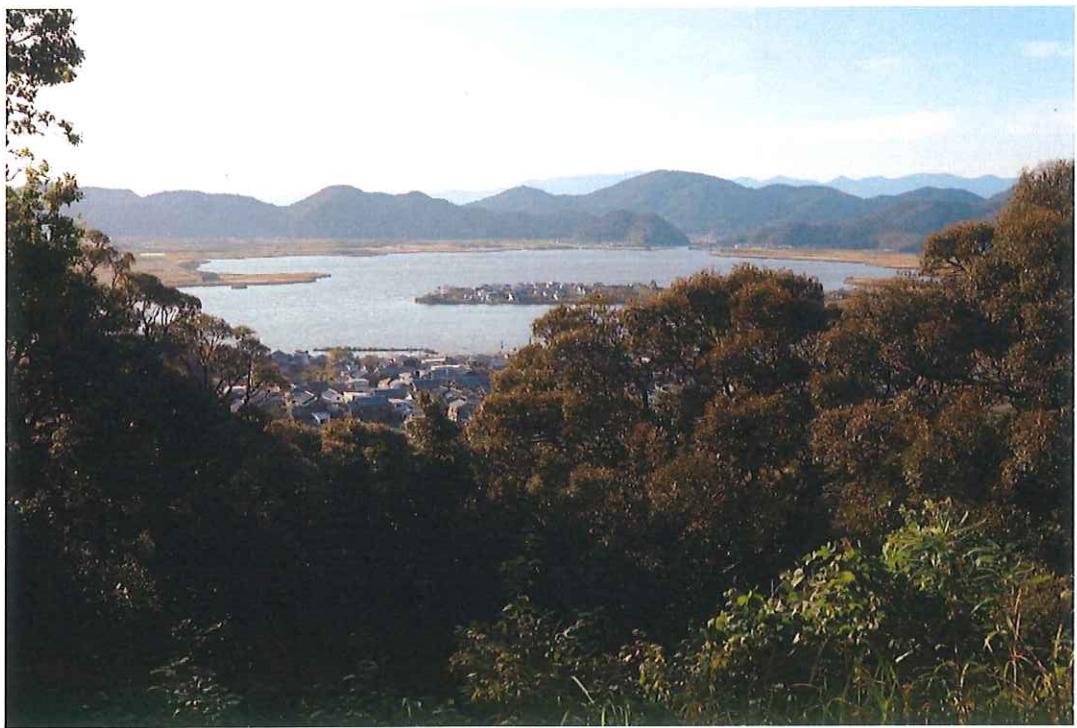
行政内で景観の保存に関しては、都市整備部都市計画課が担当している。重要文化的景観地区内の規制に関する窓口は、景観計画に基づき都市計画課が担当し、重要文化的景観地区に開発行為があった場合や、円山・白王集落内の建物に修理修景・新築などがあった場合には、文化財担当課である文化観光課と綿密に協議を行い、情報を共有することとしている。また、近江八幡市は景観行政団体であり、景観計画地区内の県事業はすべて県と協議を行うことになっている。

4) 委員会の設置

地域住民代表者や学識経験者及び行政委員からなる近江八幡市重要文化的景観保存活用検討委員会において、価値の共有化、情報の収集を行うとともに、保存・活用・整備について検討を行う。また、地域内の開発行為等のなかで景観に著しく影響をもたらすような行為が行われる場合は、市が同検討委員会を開催し委員会で検討・討議し、市に提言する。

そのうえで案件によっては文化庁へ報告する。

参考写真
及び
付図（土地利用規制各図）



特別史跡安土城跡から西の湖を望む



下豊浦港を西南より見る



常の浜公園



常の浜公園水域



ヨシに囲まれた西の湖内の水田



ヨシに囲まれた西の湖内の水田

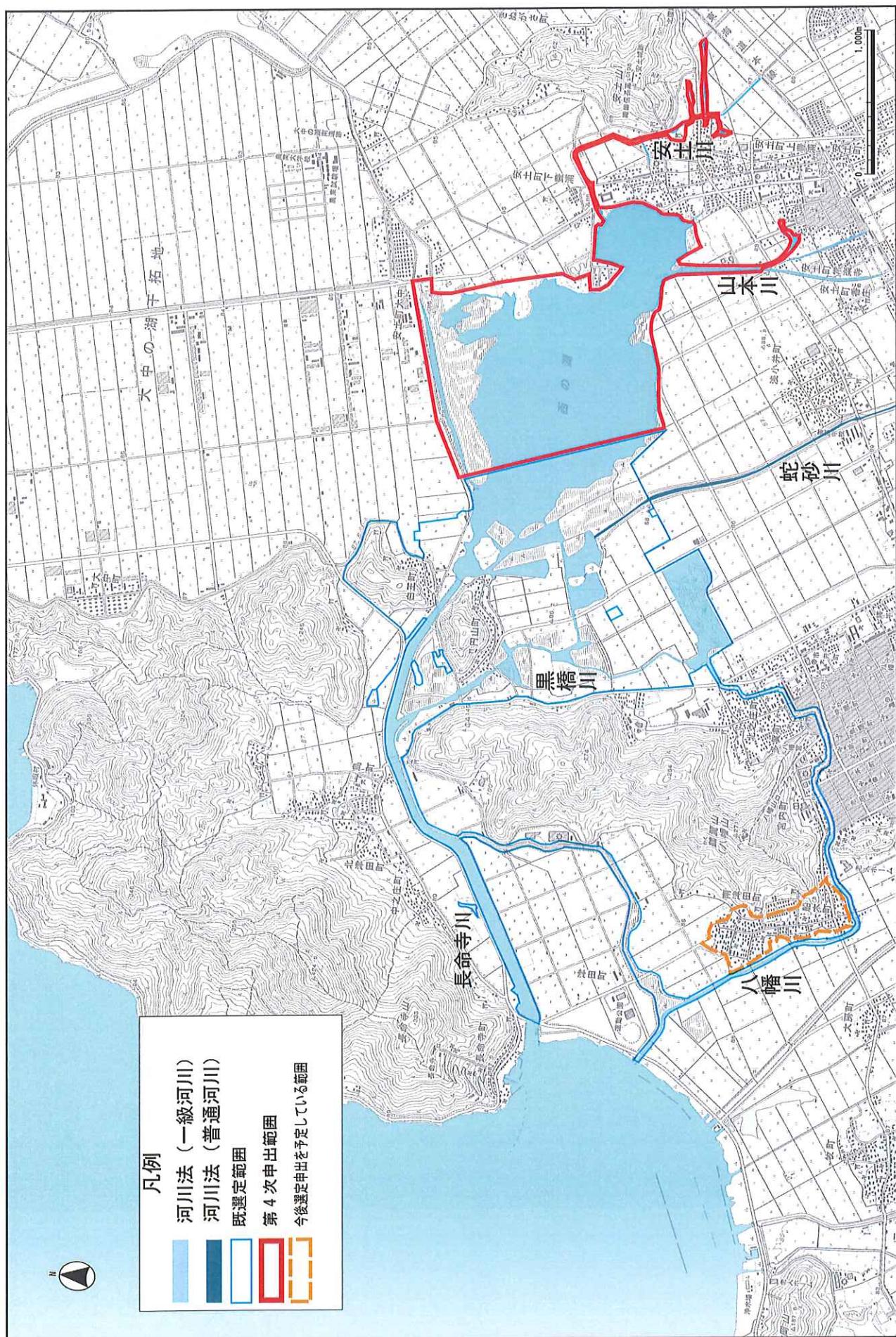


佐々木ヨシ(国道 511 号線横)

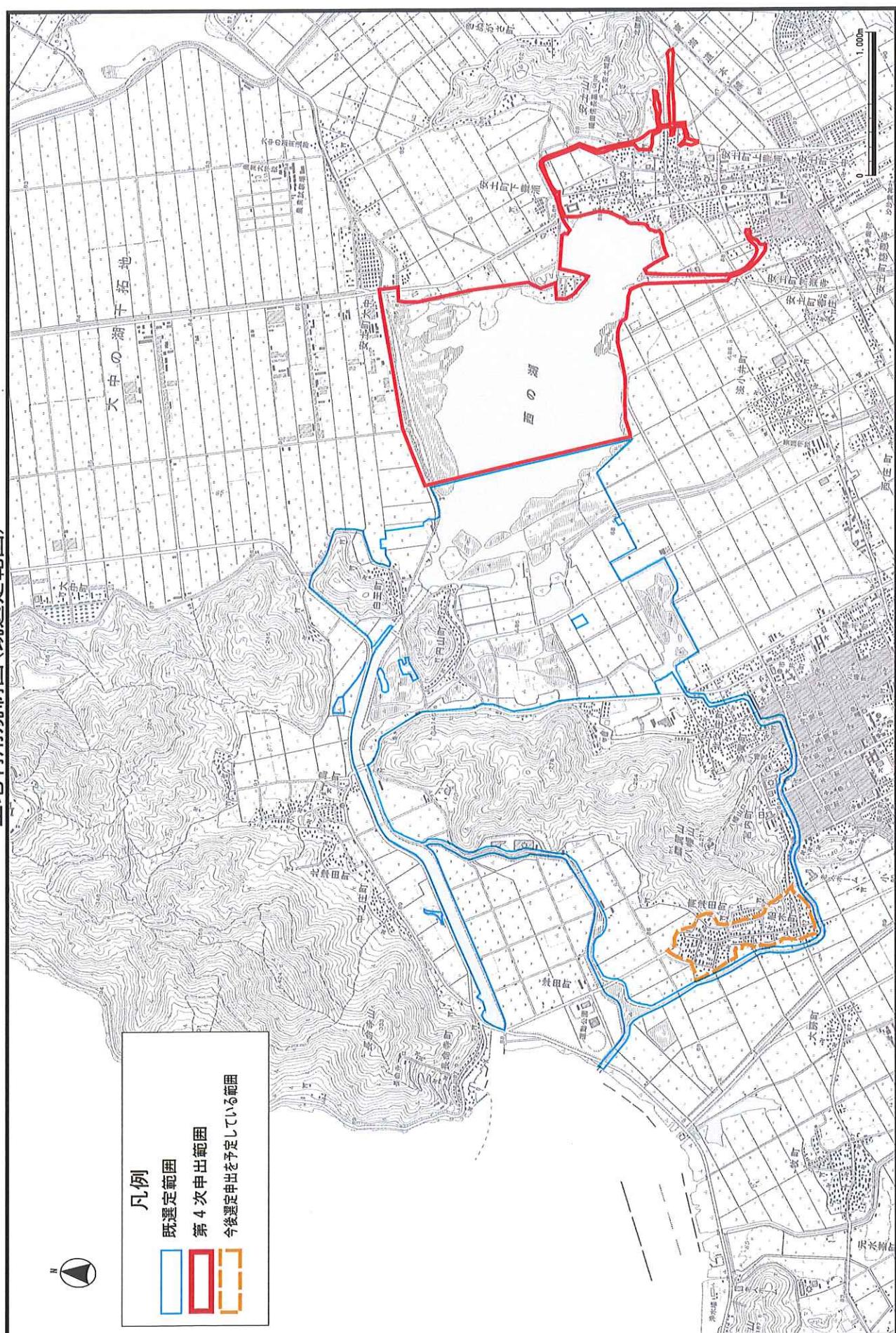


佐々木ヨシの丸立て(ヨシの乾燥)

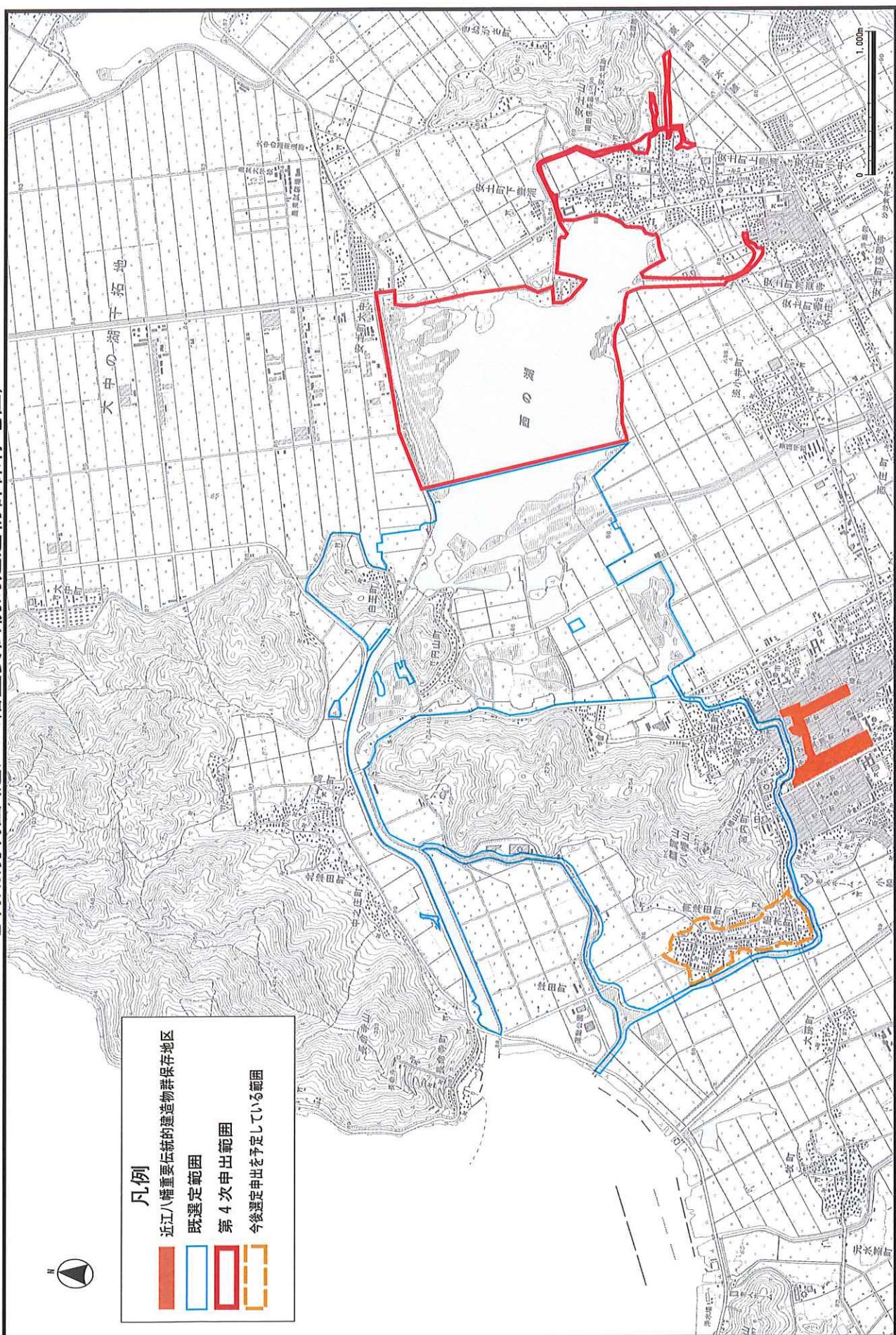
土地利用規制図(河川法)



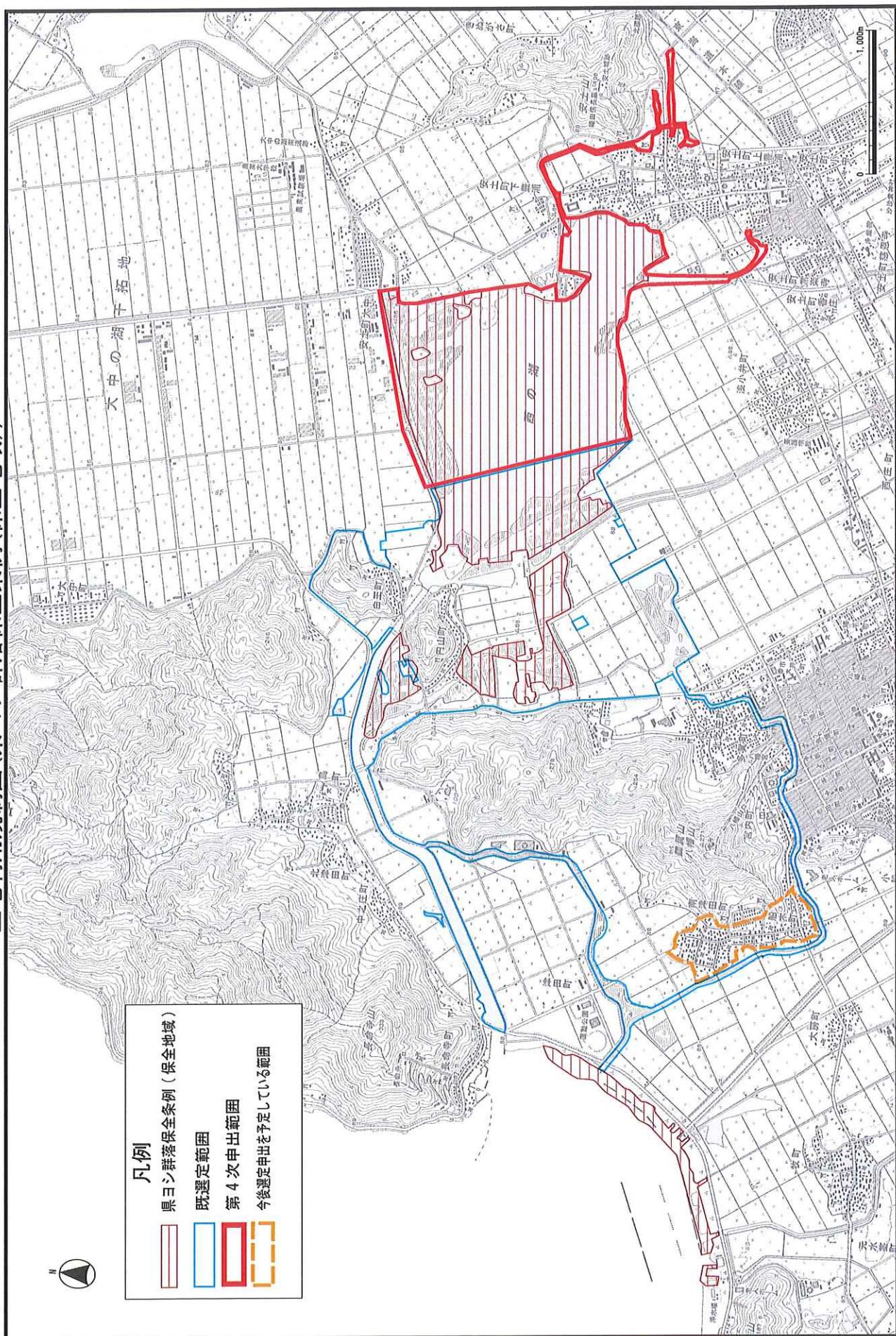
土地利用規制図(既選定範囲)



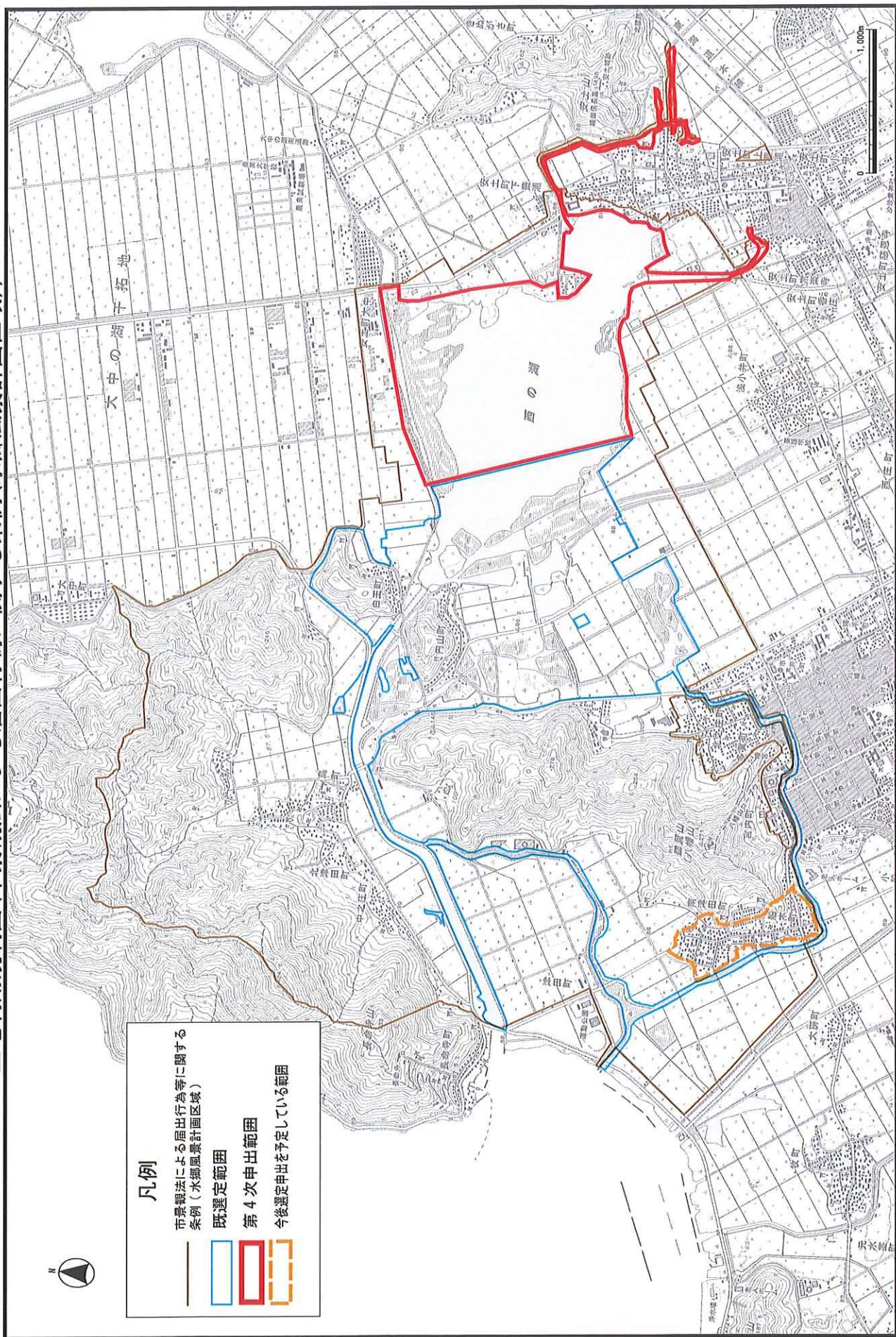
土地利用規制図(近江八幡重要伝統的建造物群保存地区)



土地利用規制図(県ヨシ群落保全条例(保全地域))



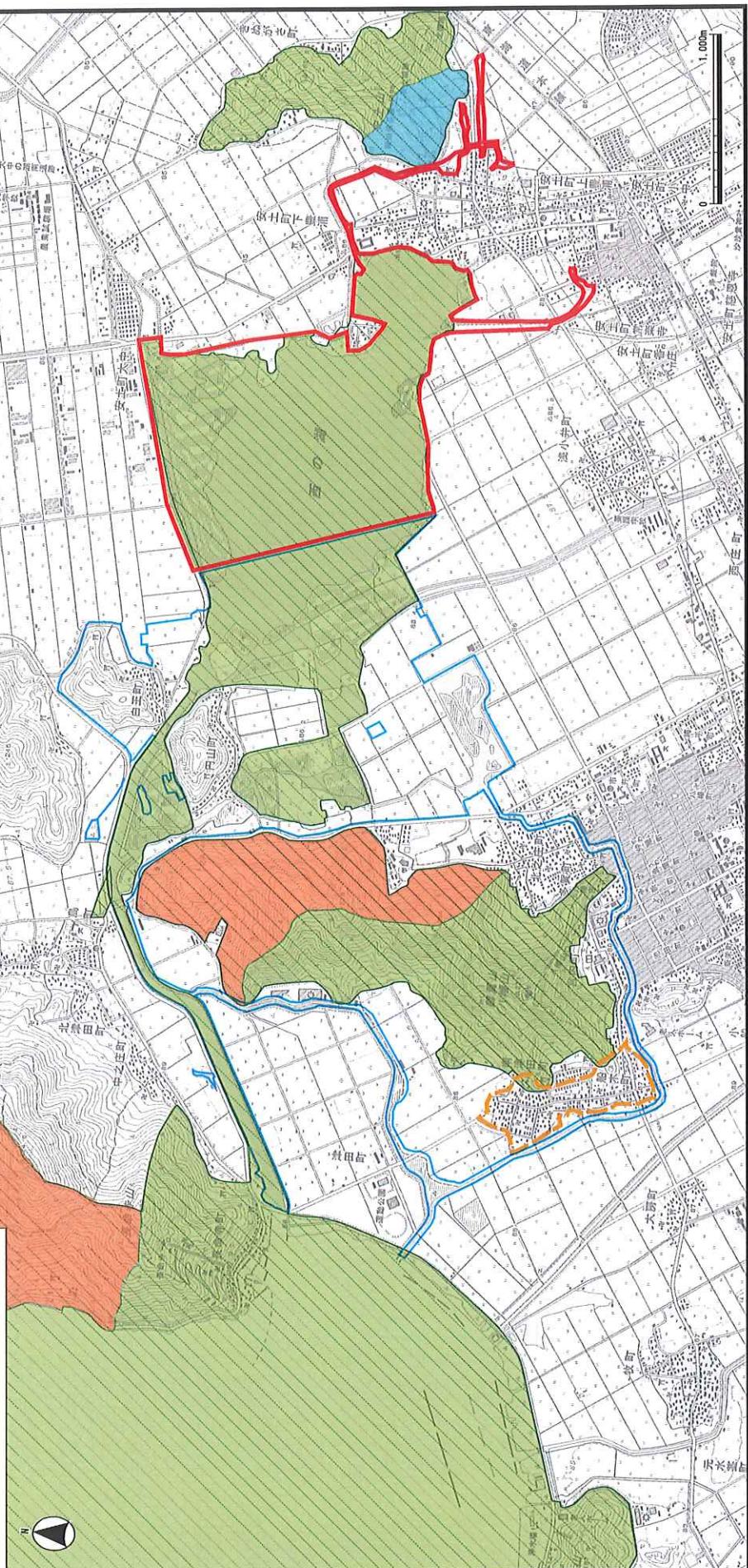
土地利用規制図(市景観法による届出行為に関する条例(水郷風景計画区域))



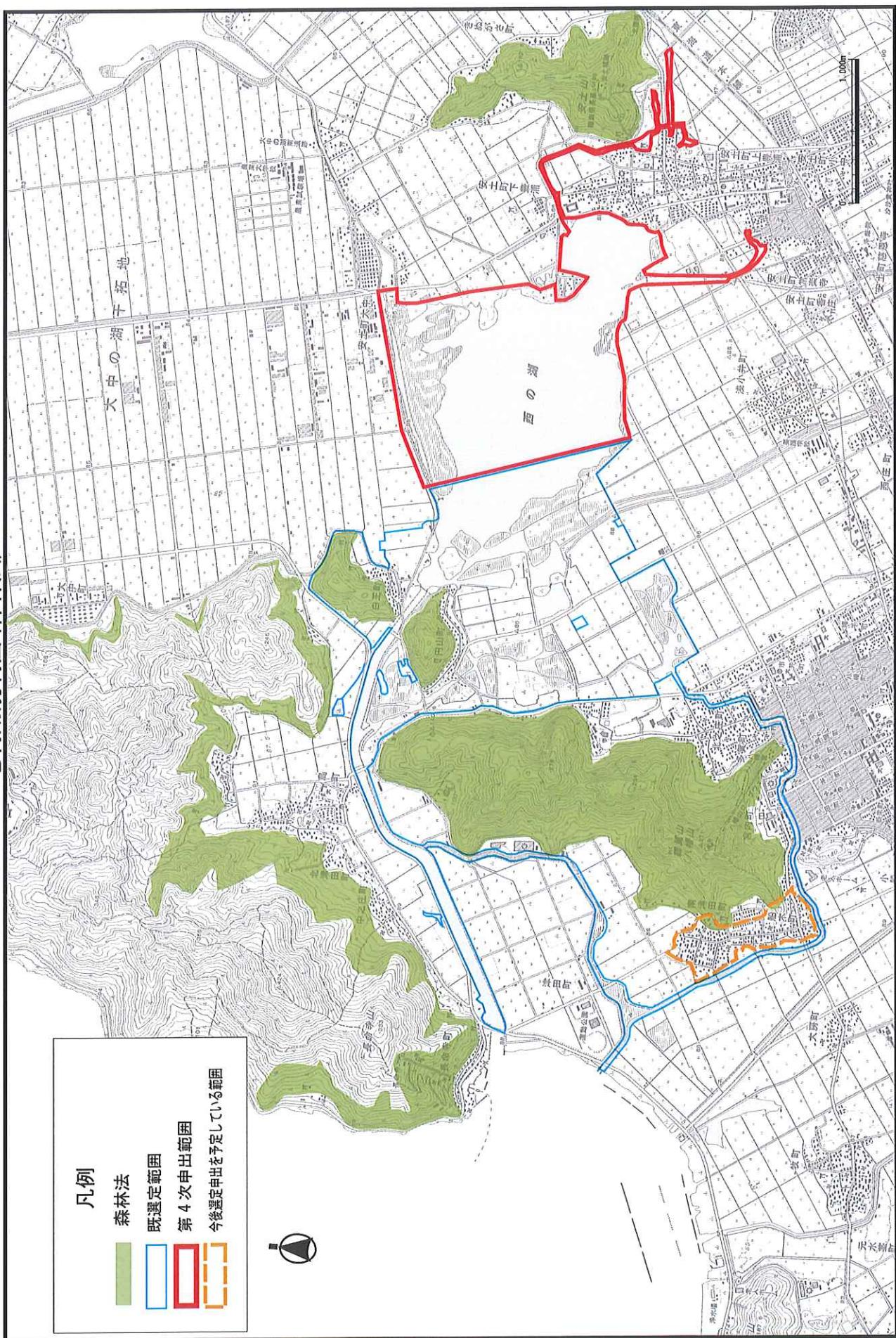
土地利用規制図(自然公園法(特別地域も含む))

凡例

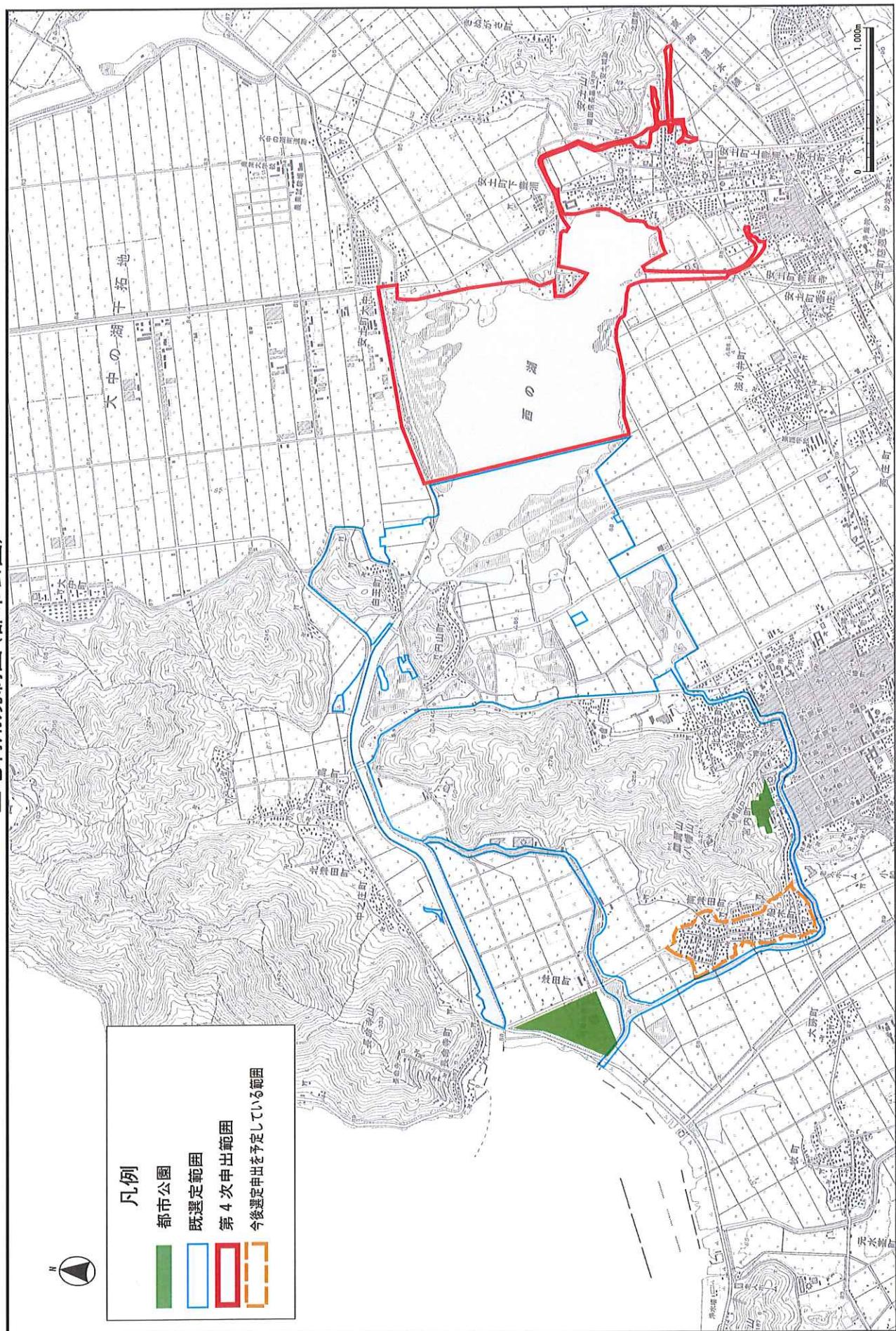
- 自然公園法(特別地域を含む)
- 自然公園法(第1種特別地域)
- 自然公園法(第2種特別地域)
- 自然公園法(第3種特別地域)
- 既選定範囲
- 第4次申出範囲
- 今後選定申出を予定している範囲



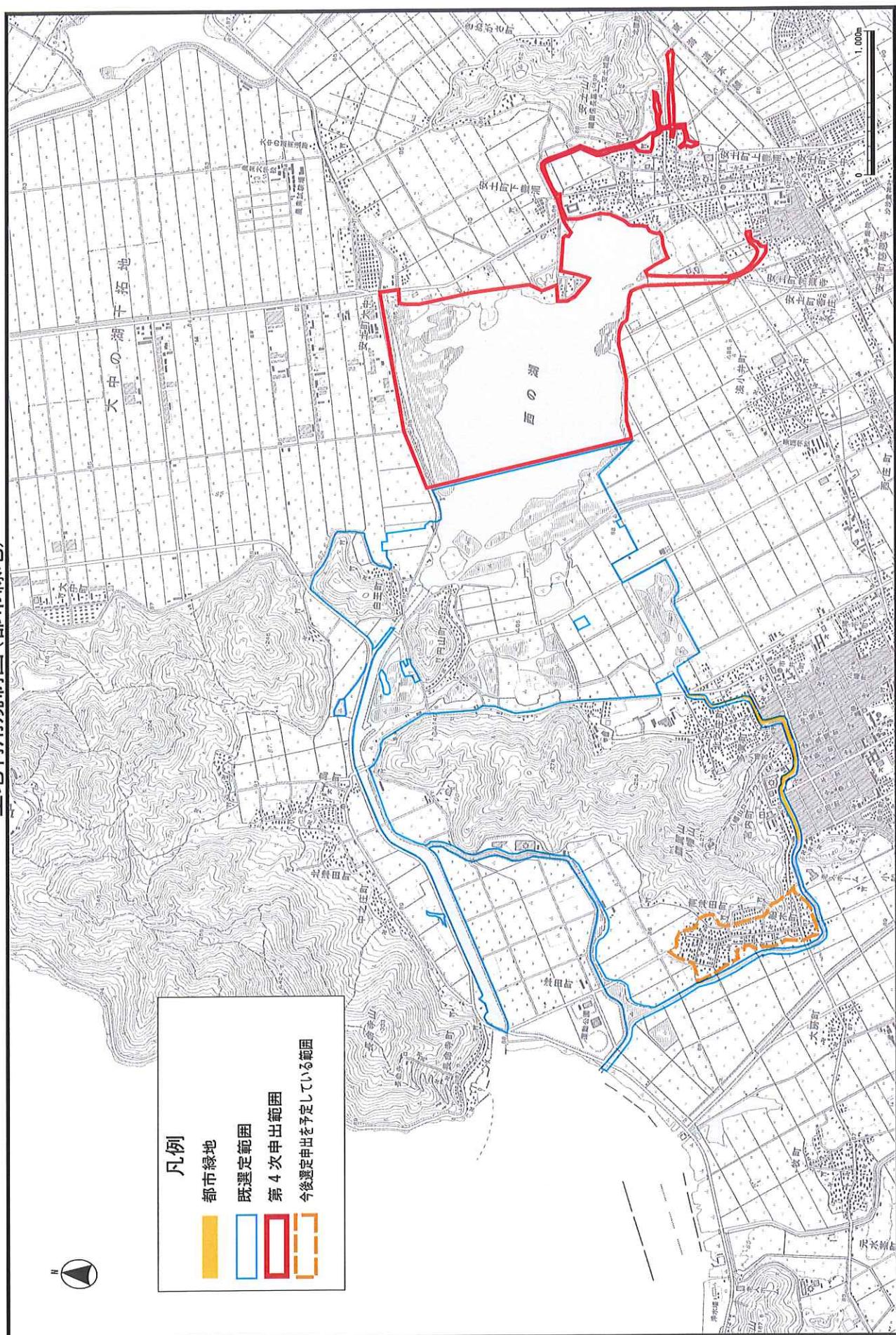
土地利用規制図(森林法)



土地利用規制図(都市公園)



土地利用規制図(都市緑地)



土地利用規制図（屋外広告物規制区域図）

